

第3次那須町環境基本計画

令和8年3月
那須町

はじめに

那須町は、那須連山の雄大な自然と、清流の恵み、そして四季折々の豊かな緑に包まれた美しいまちです。こうした自然の恵みは、私たちの暮らしや文化、そして観光や農業といった地域の産業を支える、かけがえのない宝です。



一方で、地球温暖化や気候変動の影響は年々深刻さを増し、集中豪雨や猛暑など、従来の生活を脅かすような現象も見られるようになっていきます。エネルギーや資源の大量消費、廃棄物の増加など、人間活動による環境負荷も依然として大きく、私たちが当たり前享受してきた自然の豊かさを、将来の世代にそのまま引き継ぐことが難しくなりつつあります。

こうした中で那須町では、これまでも温室効果ガスの削減や森林・水源の保全、ごみの減量化やリサイクルの推進など、さまざまな環境施策に取り組んできました。

このたび策定した「第3次那須町環境基本計画」は、これまでの実績を踏まえながら、将来に向けてより持続可能なまちづくりを進めるための新たな指針です。本計画では、「人と自然が共生し笑顔とみどりが輝くまち」を将来像に掲げ、人と自然が調和し、豊かな環境のもとで誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目指しています。

環境を守る力は、行政の取組だけでは成し得ません。ごみの分別や節電、地域の清掃活動、緑化の推進など、一人ひとりの小さな行動の積み重ねが、やがて大きな成果を生み出します。

また、那須町は全国有数の観光地として、多くの来訪者を迎えています。自然を楽しみ、癒しを求めて訪れる人々にとって、この美しい環境そのものが最大の魅力です。町民の皆さまの日々の暮らしの中にある自然への思いやり、観光と環境の調和を大切にしたい取組こそが、未来へとつなぐ原動力になると確信しています。

これからも那須町は、「人と自然が共生し 笑顔とみどりが輝くまち」の実現に向けて、町民・事業者・行政が一体となり、地域の知恵と力を合わせて取り組んでまいります。豊かな自然と共に生きるこのまちを、次の世代へと確実に引き継ぐために、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました那須町環境審議会の委員の皆様、環境に関するアンケート調査にご協力いただきました町民・事業者の方及び関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

那須町長 平山 幸宏

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 基本的事項	2
第2章 環境の状況	5
1 環境を取り巻く現状	5
2 那須町の概要	13
3 アンケート調査結果の概要	17
第3章 計画の目標	18
1 基本理念	18
2 望ましい環境像	18
3 環境目標・指標	19
第4章 施策の展開	21
1 施策の体系	21
2 施策の展開	22
環境目標1 生物多様性を守り育み 人と共生するまち (生物多様性地域戦略)	22
環境目標2 快適な暮らしと 資源が循環するまち	27
環境目標3 地球にやさしい暮らしができるまち	33
(地球温暖化防止実行計画【区域施策編】・地域気候変動適応計画)	33
環境目標4 誰もが環境を知り大切にするまち	40
第5章 環境配慮指針	44
1 環境配慮指針の目的	44
2 主体別環境配慮指針	44
第6章 計画の推進	52
1 計画の推進	52
2 計画の進行管理	53
資料編	
那須町環境基本条例	55
計画策定の経過等	59
アンケート調査結果	62
用語解説	72

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本町では、平成14年（2002年）3月に「那須町環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成23年（2011年）9月には「那須町環境基本条例」を制定し、良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継ぐことを基本理念に掲げています。

その後、平成28年（2016年）3月に「第2次那須町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像に“未来につなぐ みどり輝くまち”を掲げ、私たちの日常生活や事業活動による環境負荷をできるだけ減らし、持続的発展が可能な地域社会の形成を進めるとともに、本町の恵み豊かでかけがえのない自然環境を保全するため、各種施策を展開してきました。

令和3年（2021年）3月には、事業や環境目標の指標等の見直しを行い、「第2次那須町環境基本計画（改訂版）」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

その間、平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）を17のゴール、169のターゲットで構成し、令和12年（2030年）の国際目標としています。さらに、環境を取り巻く状況は変化し、地球温暖化に伴う気温上昇による気候変動、生物多様性の損失、海洋プラスチックをはじめとする汚染等、地球規模での喫緊の課題に直面しています。

国内では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」等の法整備や、各種計画や戦略の策定が進められています。令和6年（2024年）5月に「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」を目的とした「第六次環境基本計画」が策定されました。

このような状況を踏まえ、環境に関する新たな考え方を取り入れ、本町の環境の現状や環境政策の課題を幅広く的確に把握し、長期的な視野にたち環境政策の方向性を提示するため、新たに「第3次那須町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

なお、本計画には、令和4年（2022年）9月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき策定した「那須町地球温暖化防止実行計画【区域施策編】」を組み入れるとともに、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性地域戦略」を含むものとし、統括的かつ効率的な運用を図ります。

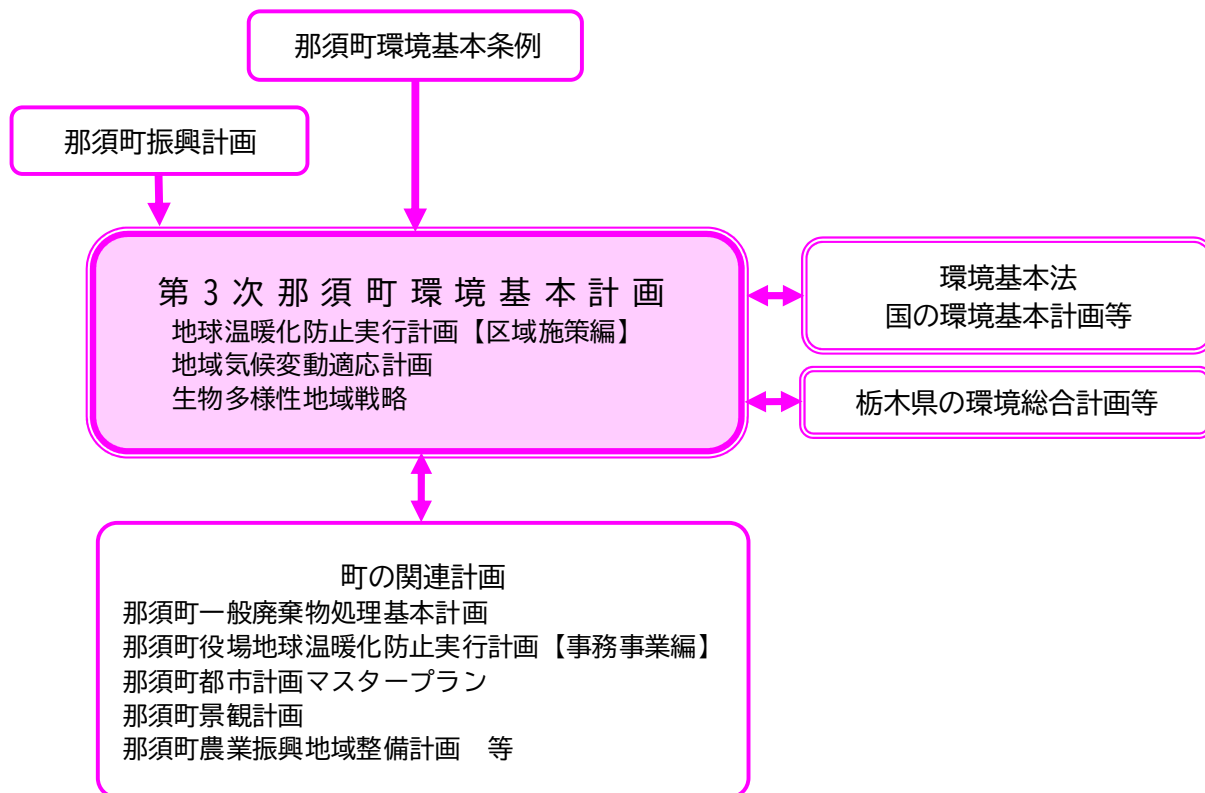


八幡のツツジ

2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、那須町環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造の施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。那須町振興計画を環境面から支え、本町の環境に関して最も基本的な方針を示したものです。また、本計画は、国や栃木県の基本計画や本町の各分野計画と整合を図ります。



《 計画の位置付け 》

(2) 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとし、相互の関連性を踏まえ、総合的にとらえていきます。

環境の範囲	環境項目
自然環境	森林、里地里山、水辺、生物多様性など
生活環境・循環型社会	大気、水、廃棄物の減量化・資源化、ごみの適正処理など
脱炭素社会	地球温暖化防止、気候変動など
環境学習・保全活動	環境学習、保全活動など

(3) 計画の対象地域

計画の対象地域は、那須町全域としますが、環境の保全是近隣市町村や栃木県、国等を含めて考えなければならないことから、必要に応じて広域的な調整を図るものとします。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。なお、計画の中間年である令和12年度（2030年度）に計画の進捗や社会情勢の変化などを踏まえ、中間見直しを行うこととします。

(5) 各主体の役割と連携

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する町民・事業者・町・滞在者（観光客・通勤者・通学者）が環境の保全に向けそれぞれの役割を分担し、相互に連携し、協力していくことが必要です。

町民（団体を含む）の役割

- ◆ 日常生活での環境負荷を低減し、周辺環境に配慮します。
- ◆ 環境保全活動に積極的に参加、協力します。
- ◆ 町の環境施策に積極的に協力します。
- ◆ NPO等の民間団体は、各主体や他の団体と連携し、環境保全に協力します。

事業者の役割

- ◆ 事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全に努めます。
- ◆ 事業活動による環境負荷の低減に努めます。
- ◆ 環境保全活動に積極的に参加、協力します。
- ◆ 町の環境施策に積極的に協力します。

町の役割

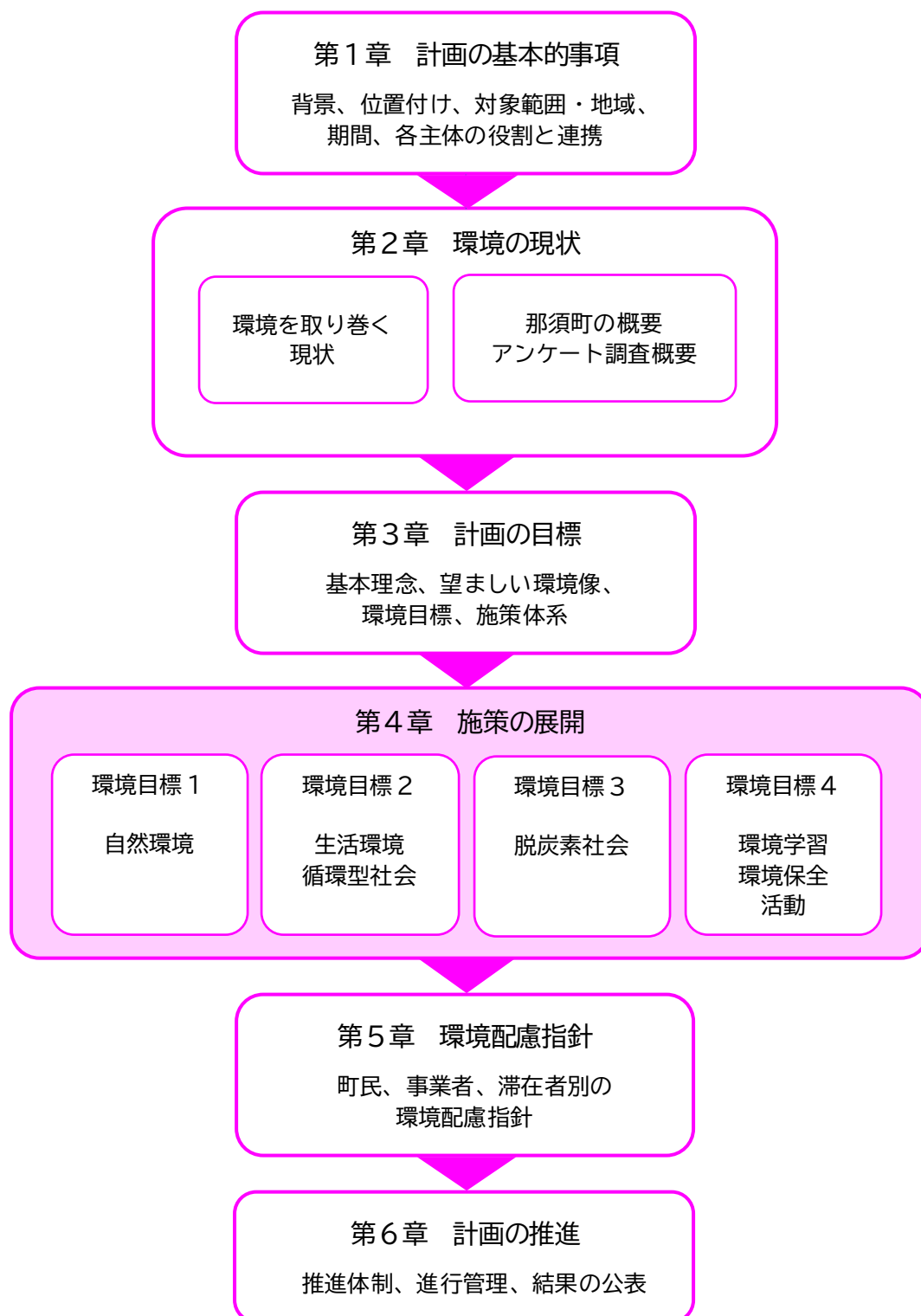
- ◆ 町内の環境に応じた総合的かつ計画的な施策を推進します。
- ◆ 率先して環境負荷を低減します。
- ◆ 環境情報を発信し、町民・事業者・滞在者と協働して環境保全活動を推進します。
- ◆ 国や栃木県、近隣自治体との連携を図り、環境保全などに関する取組を推進します。

滞在者の役割

- ◆ 滞在に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ◆ 町の環境施策に積極的に協力します。

(6) 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。



第2章 環境の状況

1 環境を取り巻く現状

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 13 年 (2001 年) に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた行動目標 SDGs (Sustainable Development Goals) が採択されました。SDGs は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

国内では、平成 28 年 (2016 年) に内閣総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部を設置し、SDGs 実施指針を策定、平成 29 年 (2017 年) からは、SDGs への貢献を示す SDGs アクションプラン策定や、SDGs に貢献する企業・団体等を表彰するジャパン SDGs アワード開催等を行っています。

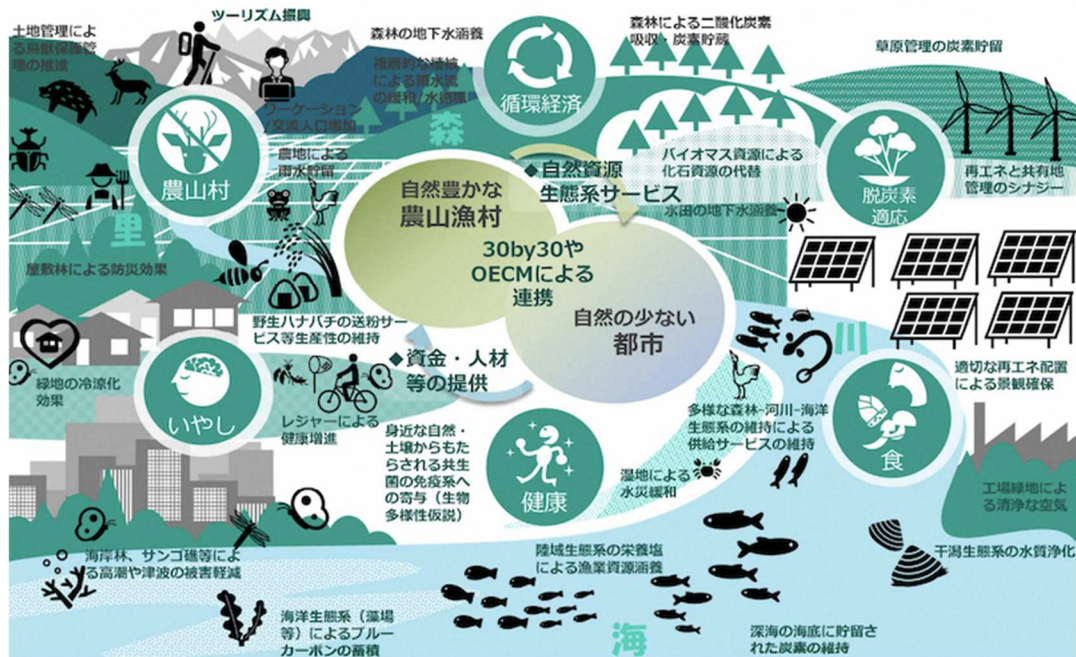


(2) 自然環境

人間の活動による様々な影響により、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 100~1000 倍にも達しているといわれています。令和 4 年 (2022 年) の生物多様性条約第 15 回締約国会議 (CBD COP15) では、令和 12 年 (2030 年) までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これは、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (CBD COP10) の愛知目標に続く世界目標であり、令和 32 年 (2050 年) のビジョンでは、「自然と共生する世界の実現」を掲げ、令和 12 年 (2030 年) のミッションでは“自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急行動をとる”とし、陸域と海域の各 30%を保全指定する“30by30”を始めとした 23 項目の個別目標からなります。

自然生態系での森林による光合成活動や二酸化炭素固定は気候変動の面でも重要で、気候変動と生物多様性の損失は互いに関係する問題となっています。

30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～



出典：環境省

国では、令和5年(2023年)に最新となる「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定しています。令和12年(2030年)までにネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系の健全性の回復、ネイチャーポジティブ経済の実現等、5つの基本戦略、基本戦略ごとの15個の状態目標、25個の行動目標が設定されています。

栃木県では、平成22年(2010年)に生物多様性とちぎ戦略を策定し、その後、令和3年(2021年)に策定した栃木県環境基本計画の中に生物多様性とちぎ戦略を包含し、地域の生態系の保全、森林やみどりづくり、野生鳥獣、外来種対策等の施策を設定しています。

現在、新たな計画の策定に取り組んでいます。

昆明・モンリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界
(a world of living harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

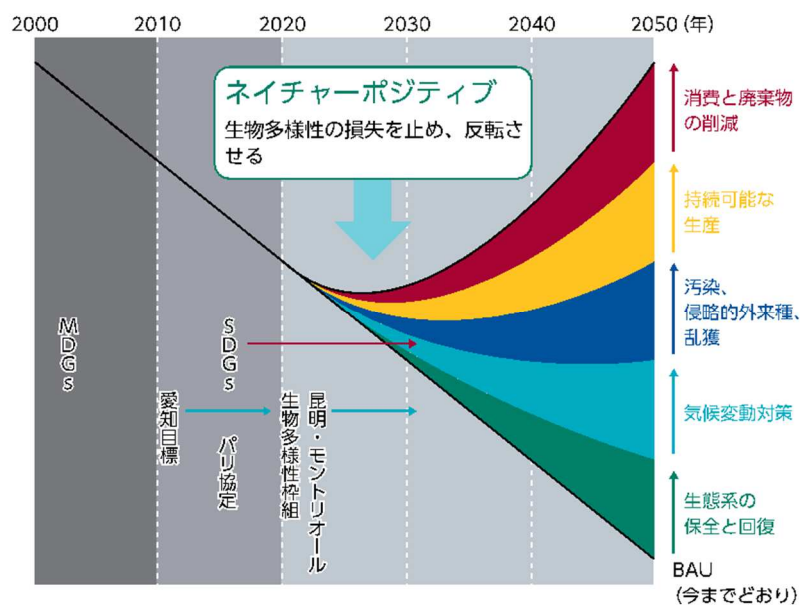
**自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる**

ネイチャーポジティブ(自然再興)の考え方

◆◆ ネイチャーポジティブ ◆◆

ネイチャーポジティブとは、「自然再興」のことで、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指します。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済を含め社会全体で改善を促しています。

生物多様性国家戦略 2023-2030 で 2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。



出典：環境省



駒止の滝

(3) 循環型社会

私たちの便利な暮らしを支えているプラスチック類は、世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されています。19の主権国及び欧州連合、アフリカ連合で構成される政府間フォーラムであるG20の海洋プラスチックごみ対策実施枠組では、令和32年（2050年）までに海洋プラスチックによる追加汚染をなくすことが合意されました。

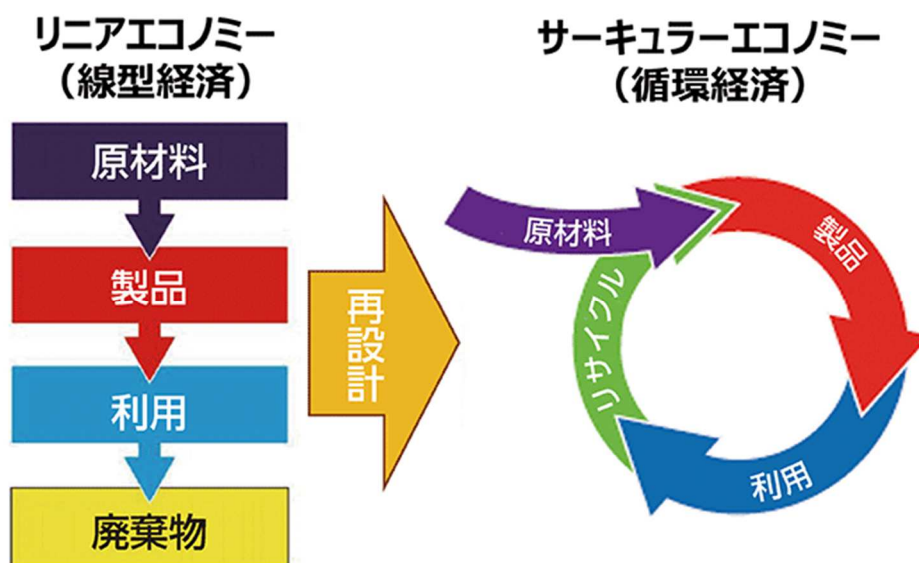
また、世界では食用に生産される食糧のおよそ3分の1が毎年廃棄されており、環境の悪化だけでなく、将来的な食糧危機が懸念されています。

国では、令和元年（2019年）に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4年（2022年）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、食品ロスの削減とプラスチックの循環利用に取り組んでいます。令和6年（2024年）に策定した第五次循環型社会形成推進計画では、線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向け、5つの柱と循環型社会形成に向け、国・地方自治体、国民が連携・協働して取り組むこととしています。

栃木県では、令和3年（2021年）に栃木県資源循環推進計画を策定し、ライフサイクル全体での資源循環の推進、資源循環としての適正処理の推進、資源循環推進体制の確保、廃棄物・リサイクル産業の振興を掲げています。現在、新たな計画の策定に取り組んでいます。

◆ サーキュラーエコノミー ◆

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進むリニアエコノミー（線型経済）の考え方を再設計し、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄を最小限に抑えることと、新しい産業や雇用の創出までを含めた「経済システム」であるサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換が求められています。



出典：環境省

(4) 生活環境

世界では、人口の増加や人の活動、生産活動等により、汚染物質の排出や廃棄物の増加、質の多様化により大気汚染や水質汚濁が広がり、深刻な問題となっています。また、安全な水の確保も大きな課題となっています。これらの公害防止や安全な水の確保に向け、先進的な技術を持つ国からの支援や新たな先進的な技術開発が世界中で行われています。

国では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法等の各種法整備が行われ、環境基準の超過は大きく減少しています。しかしながら、ダイオキシン類やアスベスト等への継続した対応や、近年は PFAS 等の有害物質による影響が発覚するなど新たな物質による環境汚染への対応が求められています。

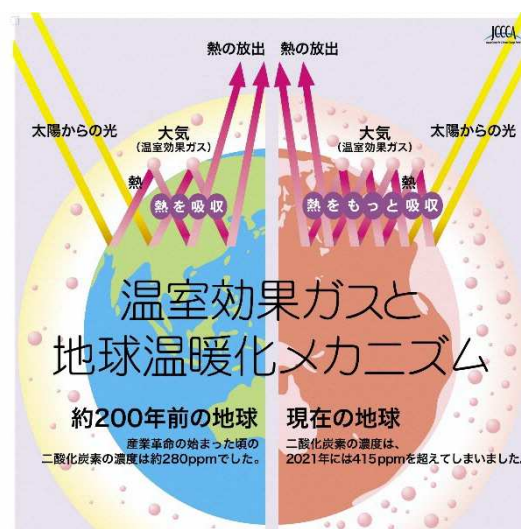
栃木県では、各種の法整備に加え、栃木県生活環境の保全等に関する条例を整備し、工場等からの環境汚染について規制を行っており、典型7公害は減少しています。しかし、大気環境基準である光化学オキシダントや水質環境基準の大腸菌数では環境基準を超える値がみられます。

(5) 脱炭素社会

化石燃料の消費や人の活動により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により、引き起こされる地球温暖化と気候変動は地球規模での環境問題となっています。気候変動による平均気温の上昇、大雨頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症リスクの増加等の影響が現れており、人類や全ての生き物の生存基盤を揺るがしています。

平成27年(2015年)の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された令和2年(2020年)以降の温室効果ガスの排出削減等の国際的な新たな枠組であるパリ協定が、平成28年(2016年)11月に発効されました。「産業革命以前に比べて世界の平均気温上昇を2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすること」とした長期目標です。

このような世界の情勢を踏まえ、国では令和2年(2020年)10月に「令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出実質ゼロとするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、令和3年(2021年)4月「令和12年度(2030年度)の温室効果ガスの削減目標を、従来の26%削減から46%削減へと大幅に引き上げる」ことを表明し、同年10月に地球温暖化対策実行計画を改定しました。また、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、令和4年(2022年)10月に国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後追いするための国民運動として“デコ活”を発足しました。



栃木県では、令和2年（2020年）12月に、“令和32年（2050年）カーボンニュートラル実現を目指す”ことを宣言し、「とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を策定し、温室効果ガス排出量を令和12年（2030年）までの50%削減、令和32年（2050年）までの温室効果ガス排出量実質ゼロまでの工程表を示しました。

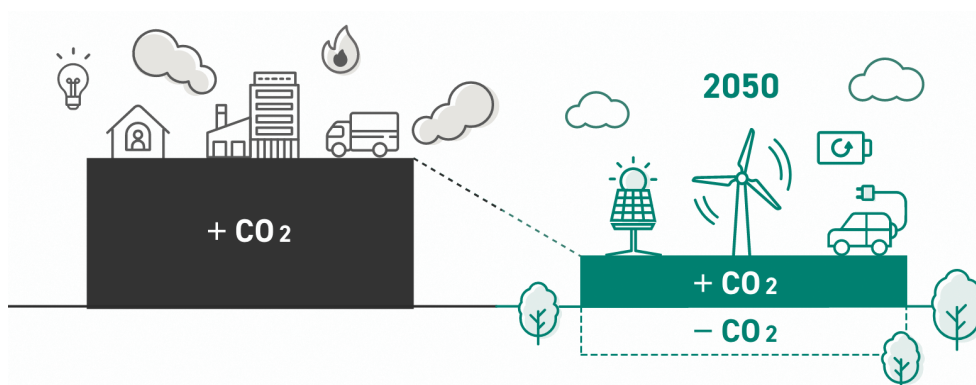
カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に向けた、革新的な技術の開発と早期の社会への実装が重要であり、現時点で活用可能な技術を最大限に活用し、すぐに取組を始めることが必要不可欠です。

◆◆ カーボンニュートラル ◆◆

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しています。

日本は、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

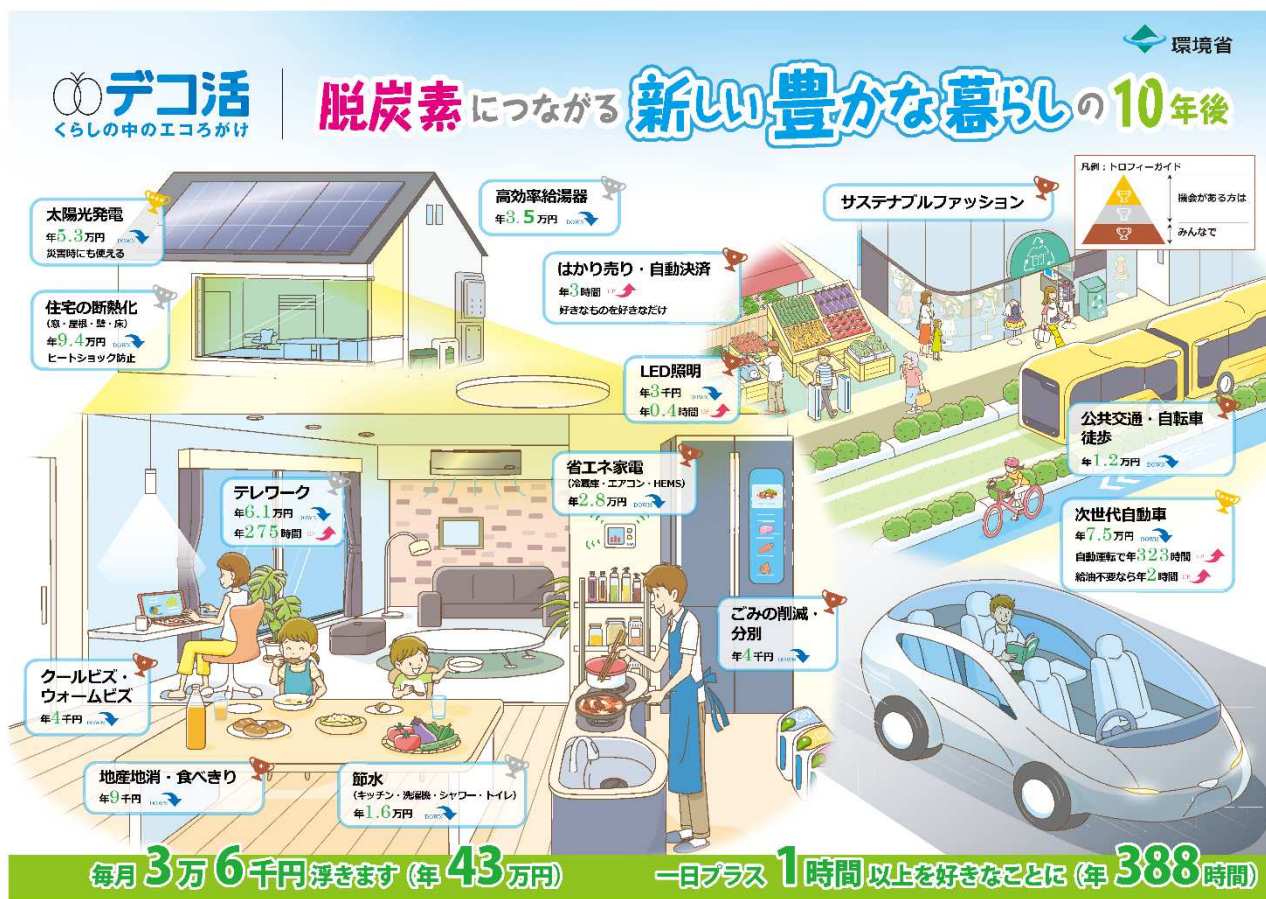
“排出を全体としてゼロ”というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの“排出量”から、植林、森林管理などによる“吸収量”を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルを達成するためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図る必要があります。



出典：環境省



那須街道のアジサイ



デコ活運動

(6) 気候変動

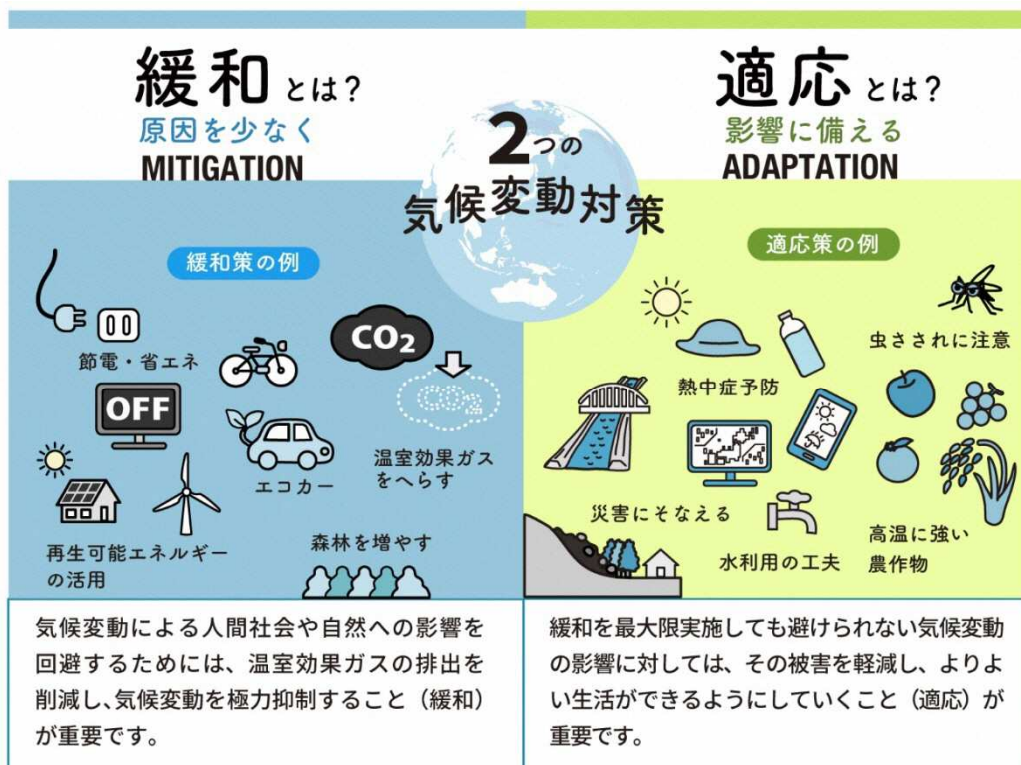
地球温暖化による気候変動は、土地や水資源、農業、衛生等に危機的な影響をもたらしており、適応への長期目標の設定と各国の適応計画プロセスや行動の実施が求められています。令和4年(2022年)11月の国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(UNFCC COP27)では、気候変動により途上国が被ってきた損害への、途上国支援のための基金設立を盛り込んだ「シャルム・エル・シェイク実行計画」が採択されました。

国では、平成30年(2018年)に策定した気候変動適応計画を令和3年(2021年)に変更し、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充しました。さらに令和5年(2023年)に熱中症対策実行計画の一部変更を行いました。

栃木県では、令和3年(2021年)3月に栃木県気候変動対策推進計画を策定し、温室効果ガス排出削減対策である“緩和策”と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である“適応策”を一体的に進めています。

◆◆ 気候変動の緩和と適応 ◆◆

気候変動の対策には、温室効果ガス排出量を削減する“緩和”と自然生態系や社会・経済システムを調整することにより影響を軽減する“適応”の二本柱があります。



出典：環境省

(7) 環境学習・環境保全活動

持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development: ESD) が重要とされ、国連で“ESDに関するグローバル・アクション・プログラム”が採択されました。

国では、持続可能な社会構築のため環境保全活動や協働の取組を推進し、国民生活の質の向上を目指すため、平成 15 年 (2003 年) に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を施行しました。平成 30 年 (2018 年) に「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が見直され、地域や企業の体験の機会の場の積極的な活用を図ることを定めています。

栃木県では、令和 3 年 (2021 年) に策定した栃木県環境基本計画の共通施策の持続可能な地域づくりで環境教育や学習、環境保全活動、環境情報の施策を定めています。また現在、新たな計画の策定に取り組んでいます。

2 那須町の概要

(1) 位置及び地勢

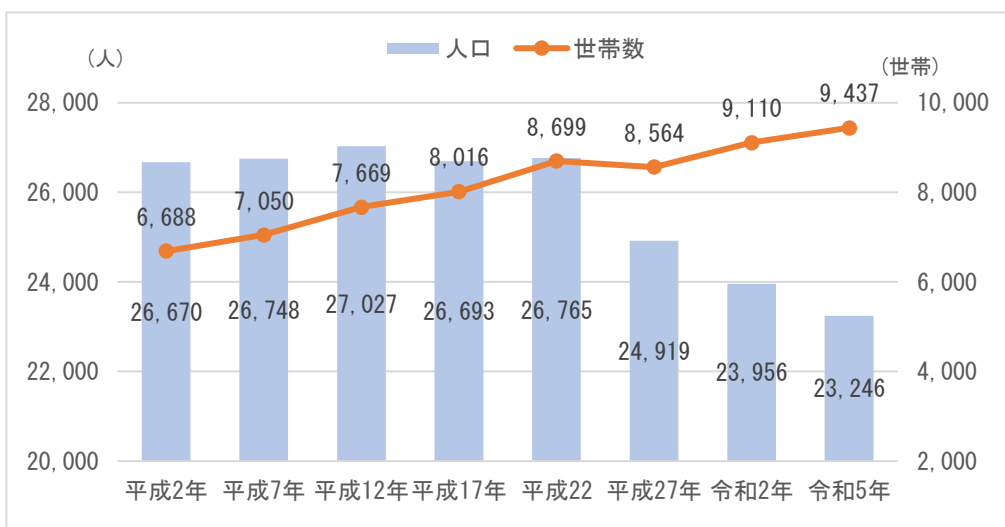
那須町は、栃木県の北部に位置し、東京都からは約 170km、宇都宮市からは約 60km の距離にあります。東は八溝山を境に福島県棚倉町及び白河市に、西は那珂川をはさんで那須塩原市に、南は那須塩原市及び大田原市に、北は福島県白河市及び西郷村に接しています。

那須連山と八溝山地にいたる広大な町域、総面積 372.34km² を有し、栃木県の総面積の約 6%にあたります。町の北西部に那須連山の主峰、茶臼岳 (1,915メートル) がそびえ、今なお噴煙を上げ続けています。その南斜面には、1,390年の歴史を持つ温泉があり、日光国立公園「那須温泉郷」として観光の名所となっています。山麓地帯には別荘地やテーマパークがあり、高原地帯には傾斜地を利用した酪農地帯が続いており、中央・東部地区には水田地帯が広がっています。また、南東部の伊王野・芦野地区には源義経や俳人松尾芭蕉など多くの偉人の史跡があるほか林業・石材業の町として発展を続けています。



(2) 人口・世帯数

本町の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移しています。

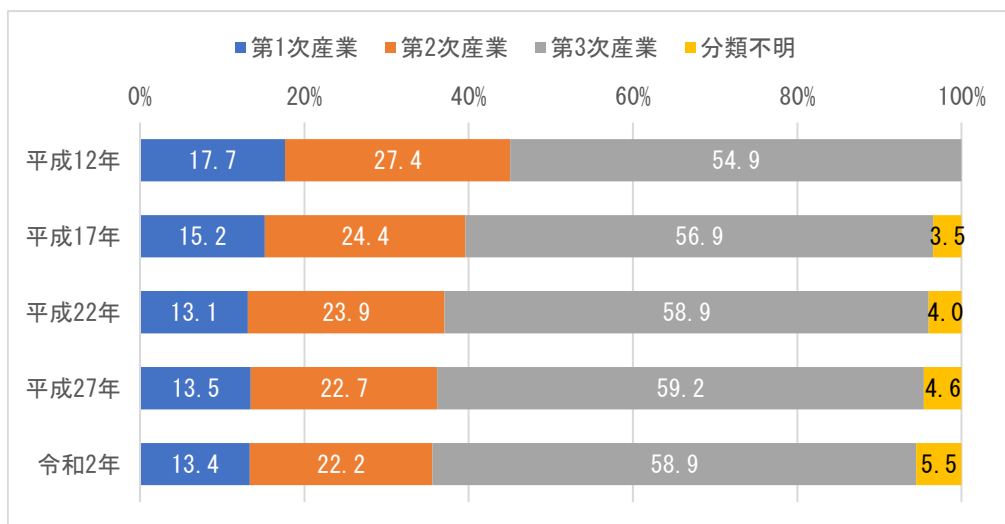


《 人口・世帯数の推移 》

出典：令和6年版 那須町統計書

(3) 産業別就業者数

農業や林業の第1次産業と建設業や製造業の第2次産業の割合は減少し、商業や宿泊、飲食サービスの第3次産業の割合が増加しています。

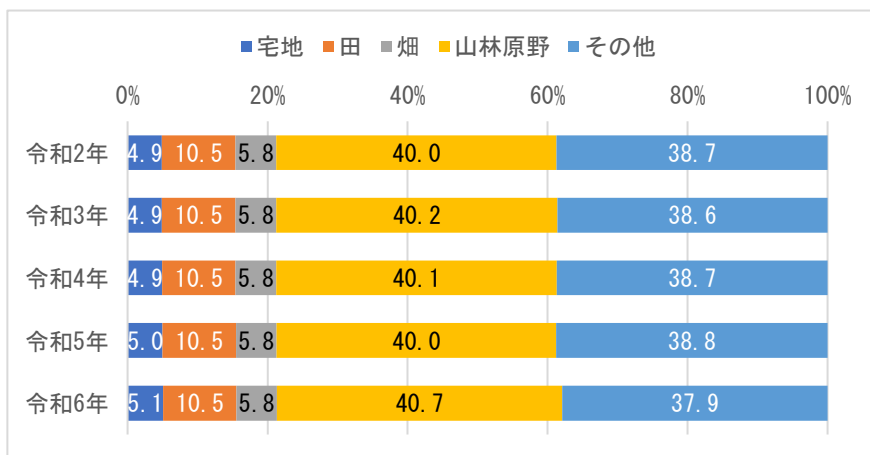


《 産業別就業者数割合の推移 》

出典：令和6年版 那須町統計書

(4) 地目別土地面積

地目別土地面積及び割合は、山林原野が最も多くなっていますが、年度による大きな変化はみられません。

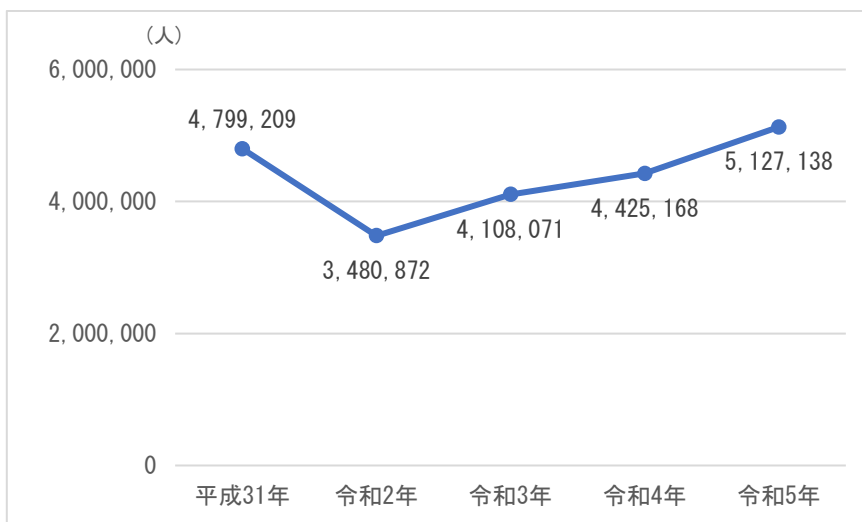


《 地目別土地面積割合の推移 》

出典：令和6年版 那須町統計書

(5) 観光客入込数

観光客入込数は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した令和2年以降、増加傾向で推移しています。



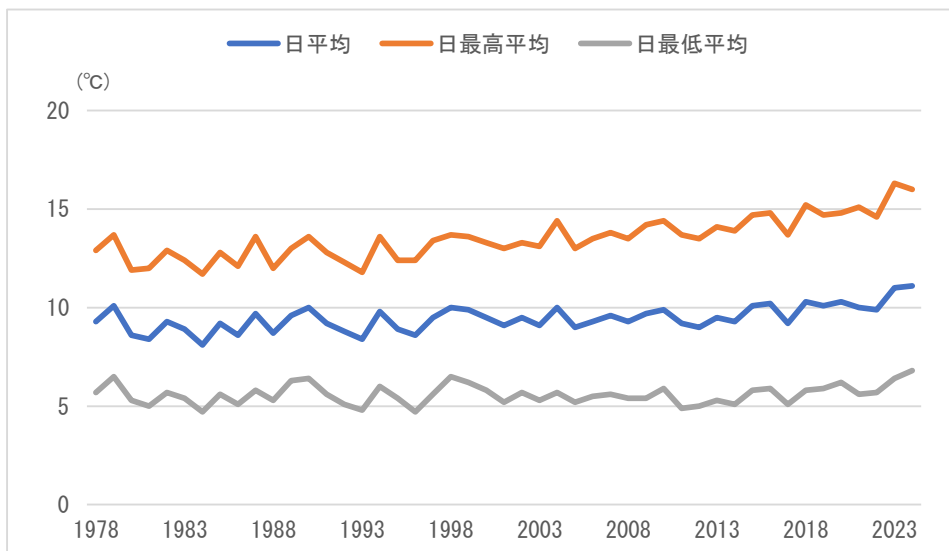
《 観光客入込数の推移 》

出典：令和6年版 那須町統計書

(6) 気象

① 気温

那須高原地域気象観測所の気温は、上昇傾向で推移しています。

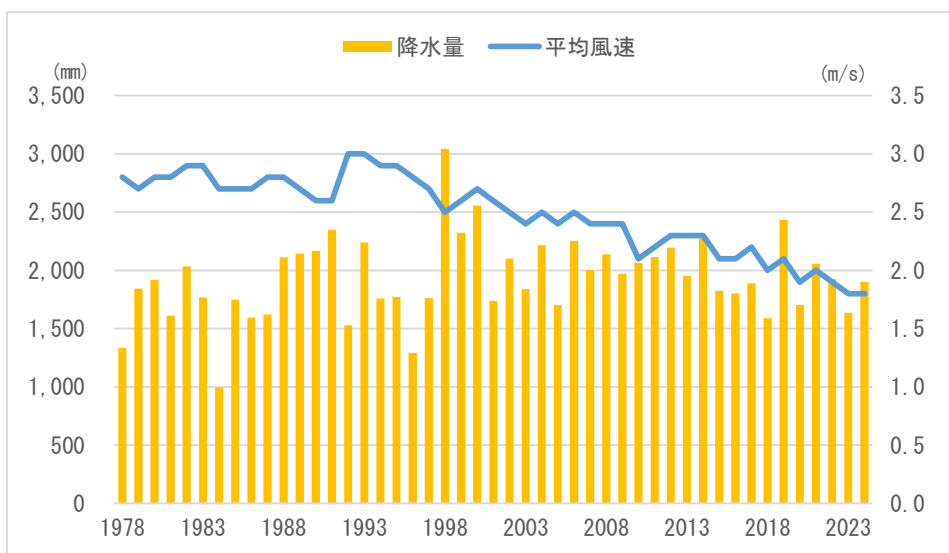


《 気温の推移 》

出典：気象庁

② 降水量・風速

那須高原地域気象観測所の降水量及び風速は、年度によるばらつきがみられます。



《 降水量・風速の推移 》

出典：気象庁

3 アンケート調査結果の概要

本計画の策定に向け、町民・事業者の意向や意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。アンケート調査の概要は、次のとおりです。

(1) 町民アンケート調査

対象者	18歳以上の町民 700人
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和7年7月15日～令和7年7月31日
回答数及び回収率	回答数：294人（うちインターネットによる回答55人） 回収率：42.0%
結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画や地球温暖化防止実行計画を「知らない」の回答が70%を超えている。 ○10年前と比べた地域の環境は「変わらない」の回答が多い。 ○重要な環境対策として「シカやイノシシなど野生鳥獣の対策」や「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」が多くなっている。 ○将来に残したい町の自然として「那須岳山麓」の回答が多い。

(2) 事業者アンケート調査

対象者	町内で操業している事業者 100社
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和7年7月15日～令和7年7月31日
回答数及び回収率	回答数：35社（うちインターネットによる回答9社） 回収率：35.0%
結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所周辺の環境は「変わらない」の回答が多い。 ○町と協働で行う環境に関する活動は「広報やSNS、インターネットなどを活用した環境保全活動の情報提供」の回答が多い。 ○環境保全に向け行政に望むこととして「環境保全活動に対する優遇措置（資金的な支援）」が多い。

第3章 計画の目標

1 基本理念

本計画の基本理念は、「那須町環境基本条例」第3条（基本理念）に基づき、次のように定めます。

～ 基本理念 ～

- 1 町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを次世代へ継承していきます。
- 2 人と自然が共生し、豊かな生物多様性の保全を図るとともに、その恵みを次世代へ継承していきます。
- 3 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会を構築します。
- 4 地球的規模の環境問題を町、町民及び事業者が自らの課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、積極的に取り組みます。
- 5 町、町民及び事業者並びに滞在者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下により良い環境の保全と創造に取り組みます。

2 望ましい環境像

本町は、那須連山とそのふもとに広がる高原、八溝の山並みに続く里山や田園など、緑豊かな森林や清らかな水に恵まれ、そこで育まれた生物多様性の恩恵を享受しながら、私たちは心豊かな暮らしを営んできました。

日常生活や事業活動による環境負荷を可能な限り低減し、本町の緑豊かな自然と心安らぐ暮らしを、次世代に引き継いでいかなければなりません。また、本計画は、那須町振興計画を環境面から支える計画であることから、振興計画が示す将来像や本計画の基本理念を踏まえ、この計画の望ましい環境像を次のように定めます。

人と自然が共生し

笑顔とみどりが輝くまち

3 環境目標・指標

望ましい環境像の実現に向け、4つの環境目標と数値目標である指標を設定します。

環境目標 1 自然環境

生物多様性を守り育み 人と共生するまち

那須連山や八溝山地、日光国立公園や八溝県立自然公園や里山の緑、那珂川や余笹川の清流等、多様な自然環境に多くの動植物が生息生育しています。

これらの豊かな自然と生物多様性を守りながら活用するまちを目指します。

この環境目標に〈生物多様性地域戦略〉を含みます。

環境目標 2 生活環境・循環型社会

快適な暮らしと 資源が循環するまち

私たちの快適な暮らしは、たくさんのものを生産し、消費し、廃棄し維持されてきました。

資源の投入、消費、廃棄物の発生を抑え、私たちの活動から発生する環境負荷を低減するまちを目指します。

環境目標 3 脱炭素社会

地球にやさしい暮らしができるまち

私たちの暮らしや事業活動で排出された温室効果ガスによる地球温暖化は、地球規模での喫緊の課題となっています。

省エネルギーや再生可能エネルギーの活用により、温室効果ガスの削減に取り組むまちを目指します。

この環境目標に、〈地球温暖化防止実行計画【区域施策編】〉、〈地域気候変動適応計画〉を含みます。

環境目標 4 環境学習・環境保全活動

誰もが環境を知り大切にするまち

環境を保全していくためには、環境の現状や多様な環境問題を知り、活動する必要があります。

多様な学習の機会や自然観察会により、環境への理解を深め、環境を守る活動を実践するまちを目指します。

指 標

指 標	基準年 令和 6 (2024) 年度	目標年 令和 17 (2035) 年度	
		目標値	目標年
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	223,000*	減少	89,200
森林面積 (ha)	23,633	維持	23,633
公共用水域 環境基準 (BOD) 達成率 (%)	100	維持	100
生活排水処理人口普及率 (%)	84.3	上昇	86.2
ごみの総排出量 (t)	10,261	減少	8,696

※ 平成 25 年度 (2013 年度) の値

●● 温室効果ガス排出量 ●●

令和 12 (2030) 年には、平成 25 (2013) 年度比 50%削減し、さらにカーボンニュートラルに向け令和 17 (2035) 年度には 60%削減することとし、目標値を設定しました。この指標は、環境目標 1~4 のすべてに関連しています。

●● 森林面積 ●●

動植物の生息生育域である国有林、県有林、民有林等の森林の面積について、現状を維持する目標を設定しました。この指標は、環境目標 1 と環境目標 3 に関連しています。

●● 公共用水域 環境基準 (BOD) 達成率 ●●

水の汚れを示す生物化学的酸素要求量 (BOD) について、町内の河川で定期的に調査を実施しています。水域ごとに定められた環境基準の達成率について、現状を維持する目標を設定しました。この指標は、環境目標 2 に関連しています。

●● 生活排水処理人口普及率 ●●

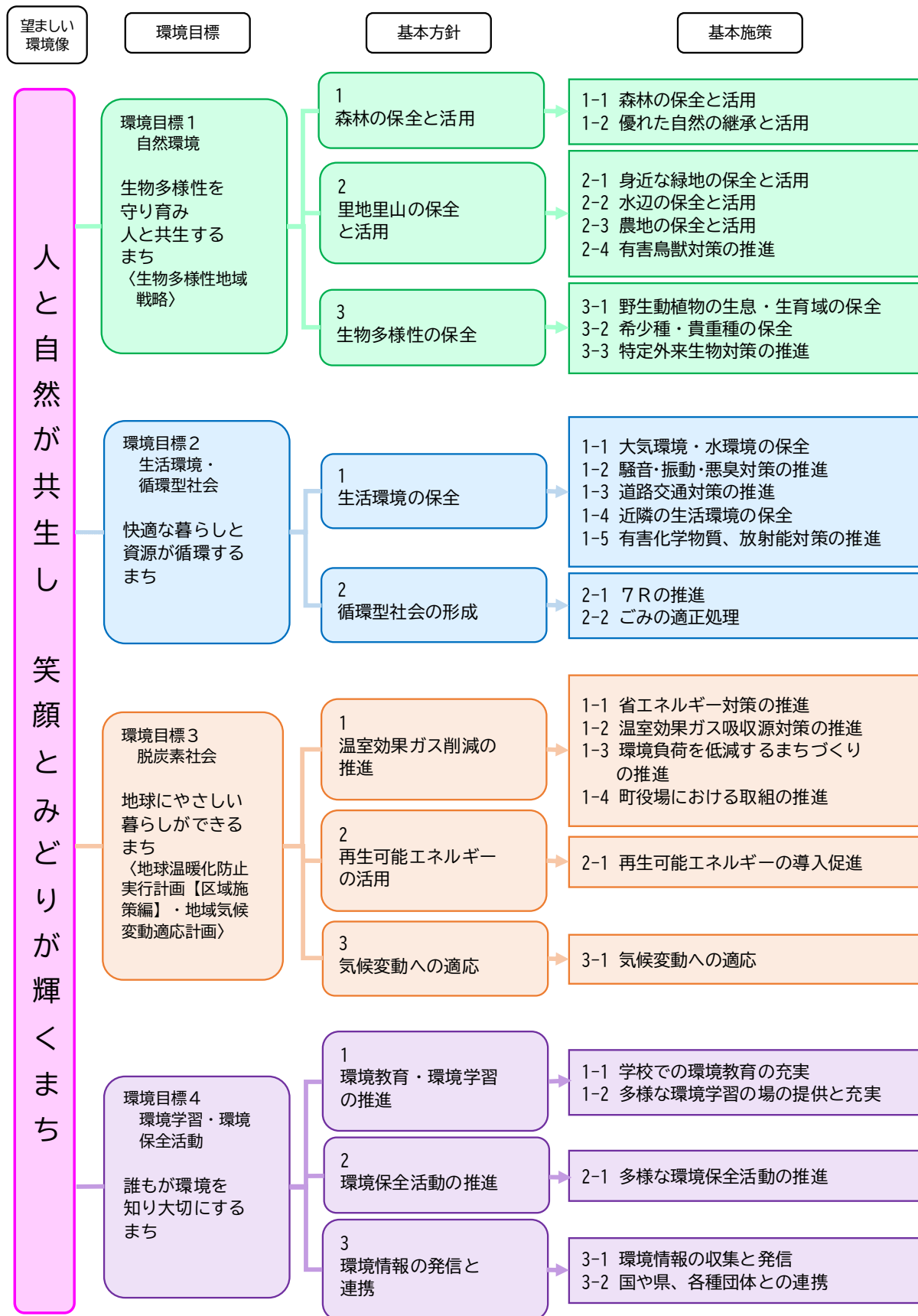
家庭から出る生活排水の処理により公共用水域の汚濁防止に向け、本町の生活排水処理構想の目標を採用し、上昇の目標を設定しました。この指標は、環境目標 2 に関連しています。

●● ごみの総排出量 ●●

家庭や事業者が排出する一般廃棄物の減量化に向け、本町の一般廃棄物処理基本計画の目標を採用し、減少の目標を設定しました。この指標は、環境目標 2 と環境目標 3 に関連しています。

第4章 施策の展開

1 施策の体系



2 施策の展開

環境目標1 生物多様性を守り育み 人と共生するまち (生物多様性地域戦略)

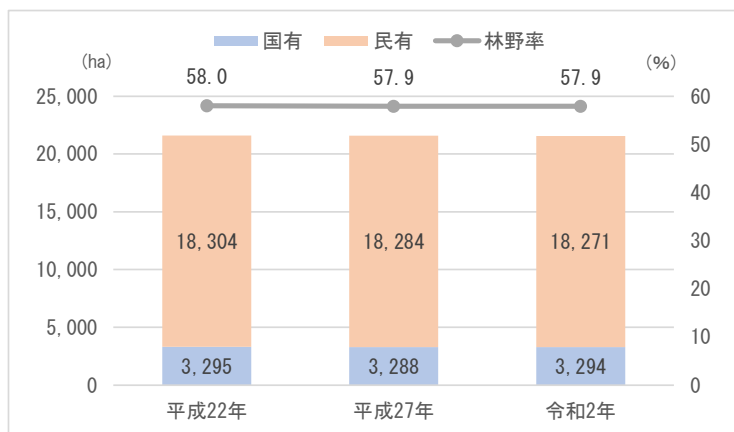
【現 状】

本町は、那須連山から山麓に広がる地域は日光国立公園、東部の八溝山地は八溝県立自然公園に指定され、那須平成の森をはじめとする手つかずの豊かな森林が残され、その周辺には、人が手を入れながら維持してきた平地林や広大な農地が広がり、那珂川などの清流や那須山麓湿地群等、多様な自然環境に恵まれています。これらの自然環境には、多様な動植物が生息生育し、豊かな生物多様性が維持されています。

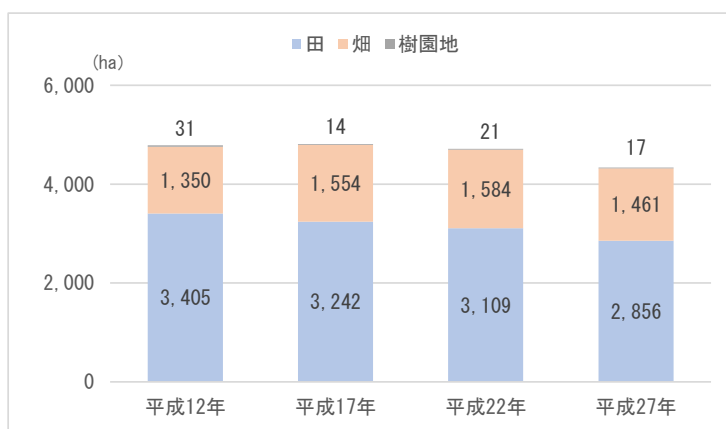
しかし、気温の上昇や外来動植物の増加による地域固有の生態系への影響も大きくなっています。また、農林業従事者の高齢化や担い手不足、土地の開発などにより、林地の荒廃や耕作放棄地が増加し、野生鳥獣による農作物の被害も増えています。

さらに、2030年までに開発等による生物多様性の損失を食い止め、回復基調に転換させる自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現が求められています。

本町の林野面積のうち民有林は、僅かに減少していますが、林野率に変動は見られません。また、町内の経営耕地面積は、年々減少が見られます。



< 林野面積 >



< 経営耕地面積 >

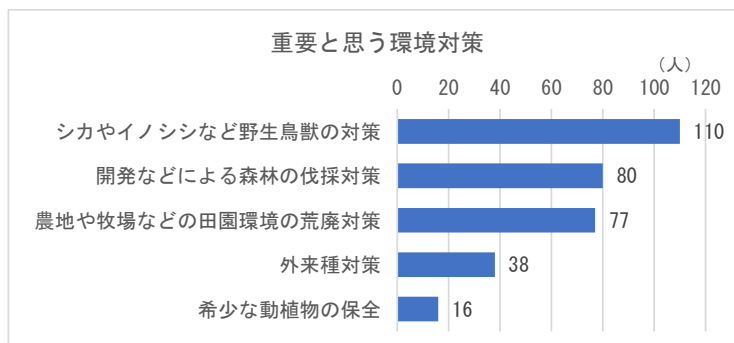
資料：令和6年版 那須町統計書

【 第2次計画の進捗 】

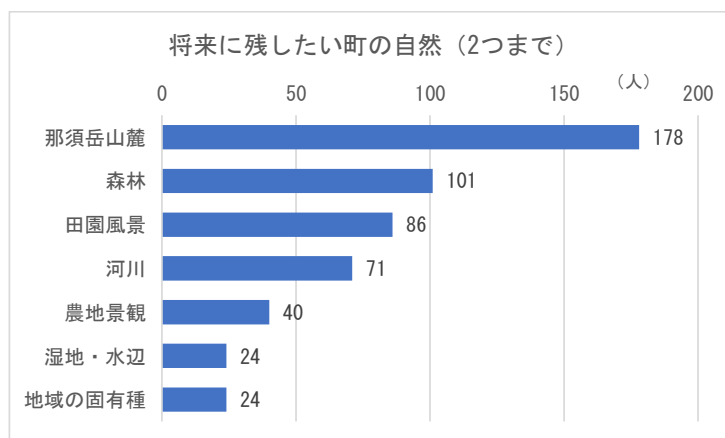
林の整備や治山事業、耕作放棄地の解消、外来生物の駆除等に取り組み、指標である森林面積、農用地面積、荒廃農地面積は目標を達成していましたが、生物多様性に関する学習と外来生物駆除活動の回数は、目標を下回っていました。

【 アンケート調査結果 】

重要と思う環境対策については、身近な問題である「シカやイノシシなどの野生鳥獣の対策」の回答が多く、「希少な動植物の保全」は少なくなっています。



将来に残したい自然として、本町を象徴する「那須岳山麓」、「森林」の回答が多くなっています。



【 課 題 】

- ◆ 森林の減少と荒廃
- ◆ 里地里山の減少と荒廃
- ◆ 耕作放棄地の増加
- ◆ 有害鳥獣の被害増加
- ◆ 野生動植物の保護
- ◆ 希少動植物の生息生育域の把握
- ◆ 特定外来生物の侵入

【 環境目標・基本指針 】

環境目標1 自然環境

生物多様性を守り育み
人と共生するまち

基本方針

- 1 森林の保全と活用
- 2 里地里山の保全と活用
- 3 生物多様性の保全

1 森林の保全と活用

◆ 施策の基本方向

町内に多く残された森林は、水源の涵養、自然災害の抑制、多くの動植物の生息生育域、二酸化炭素の吸収源等、多面的な機能を有しています。これらの森林が持つ多面的機能を保全するとともに、新たな森林環境を創出し、森林資源を有効に活用します。

基本施策 1-1 森林の保全と活用

- 那須町森林整備計画に基づき、森林組合等と連携し、森林の維持管理や保全を図ります。
- 植林地や天然林の適切な維持管理や保全を行い、木材の有効活用による林業の活性化、温室効果ガス吸収源の確保を図ります。
- 荒廃林地の整備や水源涵養の機能向上を図るため、治山事業に効率的かつ効果的に取り組みます。
- 那珂川の水源地帯であることを踏まえ、周辺環境整備を図ります。
- とちぎの元気な森づくり県民税を活用し、森林資源の循環利用を進めます。
- 那須町の森を育む基金を活用し、荒廃森林の適正な管理や保全を進めます。
- 地元産木材の活用を推進し、木材利用の普及啓発に取り組みます。

基本施策 1-2 優れた自然の継承と活用

- 国や栃木県等の関係機関と連携し、日光国立公園や八溝県立自然公園等、優れた森林環境の適切な保全と活用を図ります。
- 関係機関と連携し、日光国立公園及び八溝県立自然公園、那須平成の森等の情報を発信し、森林環境の保全意識の高揚を図ります。



茶臼岳

2 里地里山の保全と活用

◆ 施策の基本方向

人が手を入れながら維持してきた里地里山と、清らかな水の流れる水辺環境は、本町原風景であり、町民だけでなく滞在者にも安らぎと潤いを与えています。これらの緑地と水辺を適切に維持管理するとともに、新たに創出していきます。

里地里山は、農業や畜産業、林業等の生産活動の活性化を図り、自然環境の保全と環境資源の利活用を促進します。

基本施策 2-1 身近な緑地の保全と活用

- とちぎの元気な森づくり県民税や那須町の森を育む基金を活用した里山林の整備を推進します。
- 芦野緑地環境保全地域や那須街道の赤松林等の身近な緑地環境の維持管理を図ります。
- 事業者による開発行為については、那須町土地開発指導要綱に基づき、自然環境、生活環境の保全の指導を行います。
- 太陽光発電施設の設置については、「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、景観や生活環境の保全の指導を行います。
- 事業者や各種団体による新たな緑地環境の確保を促進します。

基本施策 2-2 水辺の保全と活用

- 関係機関と連携し、水辺環境の保全及び創出を推進します。
- 事業者による開発行為については、那須町土地開発指導要綱に基づき、自然環境、生活環境の保全の指導を行います。(再掲)
- 事業者や各種団体による新たな水辺環境の確保を促進します。

基本施策 2-3 農地の保全と活用

- 環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進します。
- 家畜排泄物の適切な管理とたい肥等への活用を促進します。
- 多面的機能支払交付金による農地や水路等の適切な保全を支援します。
- 農地の集約化や担い手の確保等による耕作放棄地の解消を図ります。
- 観光農園や町民農園など、農地の有効活用を促進します。
- 農林畜産物のブランド化や加工商品の開発による農林畜産業の活発化を促進します。
- 農林畜産物の地産地消を図ります。
- 農薬や化学肥料の適切な使用を推進します。

基本施策 2-4 有害鳥獣対策の推進

- 有害鳥獣に関する情報の収集、把握に努めます。
- 農作物の被害拡大防止に向け、防護柵の設置や捕獲等の対策を推進します。

3 生物多様性の保全

◆ 施策の基本方向

本町の山地や高原、市街地には、森林、里地里山、水辺、公園等の多様な環境があり、それぞれに様々な野生動植物が生息生育しています。このような、多種多様な自然を守り、そこに生息生育する野生動植物や、地域固有の生態系を保全し、生物多様性の損失を食い止め、回復基調に転換させる自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現を目指します。

基本施策 3-1 野生動植物の生息・生育域の保全

- 国や栃木県と連携し、日光国立公園や八溝県立自然公園、那須平成の森を保全し、地域固有の生態系の把握と維持を図ります。
- 身近な森林、里地里山、水辺の野生動植物を把握し、生育生息域を保全します。
- 農地や河川の整備では、生態系に配慮します。
- 鳥獣の保護繁殖のため、鳥獣保護区の規制の周知を図ります。
- 町内の動植物調査を行い、計画的な保全対策に努めます。
- 事業者による開発行為については、那須町土地開発指導要綱に基づき、自然環境、生活環境の保全の指導を行います。（再掲）
- 事業者や各種団体による新たな動植物の生息生育域の確保を促進します。

基本施策 3-2 希少種・貴重種の保全

- 絶滅危惧種等が生息生育する地域は、土地所有者や地域住民と連携し保全を図ります。
- 栃木県や町指定の天然記念物とその周辺環境の保全を図ります。
- 動植物の持ち帰り等の行為に関する規制の周知徹底を図ります。

基本施策 3-3 特定外来生物対策の推進

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の周知を図り、特定外来生物の移入・移植の防止と被害防除の啓発を推進します。
- 町の状況を把握するため、特定外来生物を周知し、情報の収集を図ります。
- 外来生物の持ち込み行為の規制を周知し、町民と協働して外来生物の駆除に取り組みます。
- ペット等の野外放逐による外来種の野生化を防止するため、ペット等の適切な飼育に向け、意識啓発を図ります。



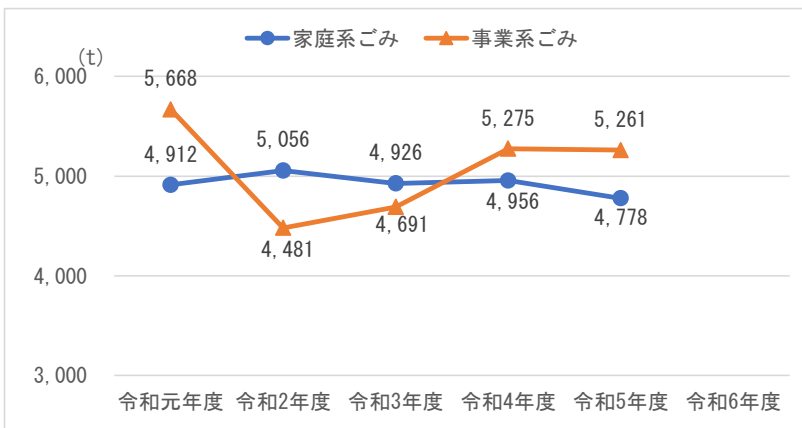
ゴヨウツツジ

環境目標2 快適な暮らしと 資源が循環するまち

【現 状】

工場や事業所から排出される汚染物質による影響は、各種法規制等により低減されていますが、広域的に汚染物質が移動する光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) の影響は継続しています。また、自動車等の交通による大気や騒音、振動への影響、生活排水による水質汚濁や新たな有害化学物質である PFAS による汚染も問題となっています。

一般廃棄物の排出量は、家庭系のごみ量が事業系のごみ量よりも多く、事業系のごみは家庭系のごみより再生利用率が低いのが一般的です。本町の家庭系のごみ量は、栃木県内でも少なく、減量化が進んでいます。しかし、本町を訪れる観光客が多いため、再生利用率の低い事業系のごみ量が多くなっています。新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が減少した時期は、ごみ排出量も減少し、再生利用率は上昇していました。

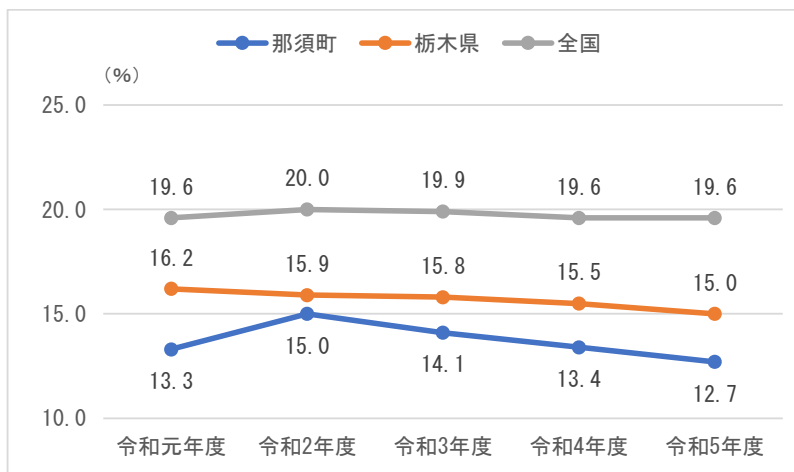


< 一般廃棄物の排出量(那須町) >

また、本町の再生利用率は、事業系のごみが多いため、全国、栃木県と比べて低くなっています。

パトロールによる監視は行っていますが、ポイ捨てや不法投棄は継続して見られます。

さらに、大量生産・大量消費・大量廃棄の線形経済(リニアエコノミー)から、製品の設計段階から持続可能な資源の利用を考慮し、製品のライフサイクル全体を通じて資源の効率的な利用を進める循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換が求められています。



< 再生利用率 >

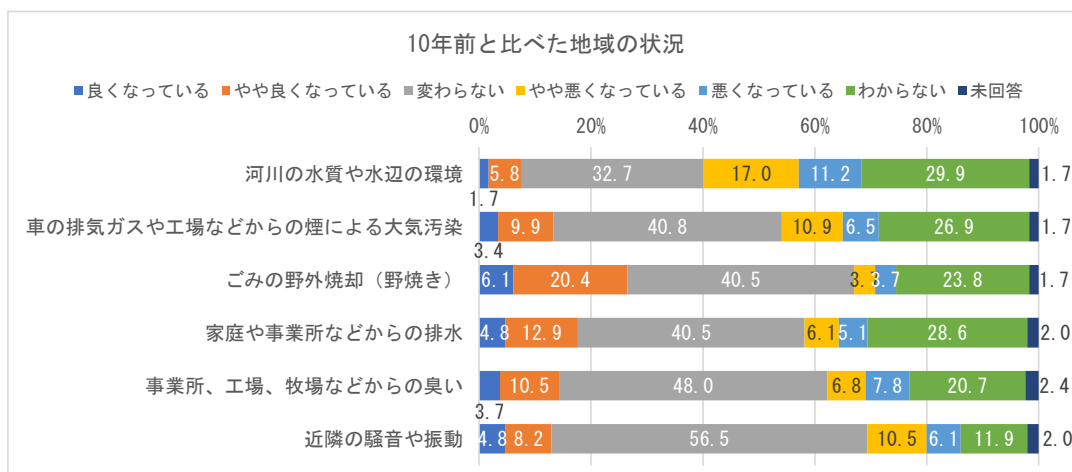
資料：とちぎの廃棄物(栃木県)

【 第2次計画の進捗 】

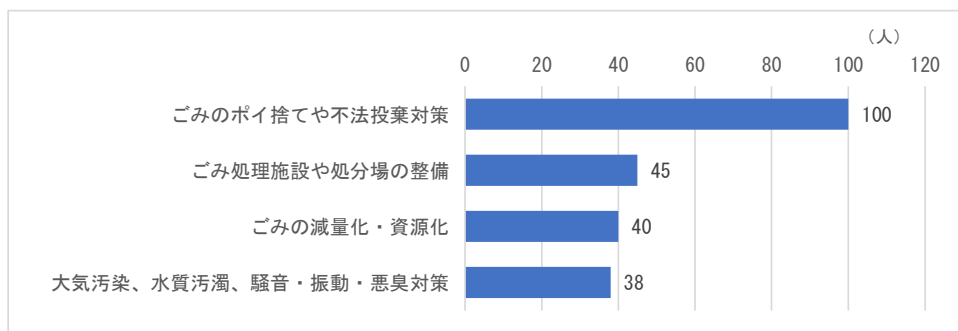
工場や事業所の規制基準遵守の徹底、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置、道路の整備等により生活環境の保全に取り組んできました。また、町民や事業者とともにごみの減量化や資源化及び不法投棄対策を連携し進めてきました。その結果、指標である河川の環境基準、生活排水処理人口普及率及びごみの総排出量の目標は達成しましたが、一般廃棄物の再生利用率は目標を下回っていました。

【 アンケート調査結果 】

10年前と比べた地域の環境については、どの項目も「変わらない」の回答が多くなっています。



重要だと思う環境対策については、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」の回答が多くなっています。



【 課 題 】

- ◆ 工場や事業所の汚染物質の排出の監視
- ◆ 自動車交通による環境負荷
- ◆ 生活排水による公共用水域の水質への影響
- ◆ 事業所等からの騒音・振動・悪臭の監視
- ◆ 廃棄物の減量化・資源化
- ◆ 資源の効率的な利用
- ◆ ごみのポイ捨てや不法投棄対策

【 環境目標・基本指針 】

環境目標2 生活環境・循環型社会

快適な暮らしと
資源が循環するまち

基本方針

- 1 生活環境の保全
- 2 循環型社会の形成

1 生活環境の保全

◆ 施策の基本方向

工場や事業所の規制基準の遵守を監視し徹底するとともに、さらなる排出対策を促します。本町は河川の上流域であることから、水質汚濁の防止に向け町民や事業者の生活排水対策を推進します。感覚公害である騒音、振動及び悪臭は、規制基準を遵守しても、苦情となる傾向にあることから、町民や事業者に周辺環境への配慮を促します。

私たちの暮らしに欠かせない自動車による大気汚染や騒音の周辺環境への影響を低減するため、交通渋滞の緩和や公共交通機関の整備、エコカーの普及等の対策を進めます。

近年、話題となっている PFAS をはじめとする新たな環境問題について迅速に対応していきます。

基本施策 1-1 大気環境・水環境の保全

- 栃木県と連携して工場・事業所に対し、ばい煙や粉じん、揮発性有機化合物等を排出する特定施設への規制基準の遵守及び排出対策の徹底を図ります。
- 光化学スモッグ注意報等の情報を迅速に周知します。
- ごみの野焼き行為防止について、チラシや広報等で周知し、発見時には指導を行います。
- 町内河川及び産業廃棄物処理施設周辺の水質について、栃木県と連携し、定期的な監視を行います。
- 公共下水道の整備を行い、整備済み区域の町民に接続を促します。
- 公共下水道整備区域外では合併処理浄化槽の設置を支援します。
- 減化学肥料、減農薬に取り組む環境保全型農業を促進します。

基本施策 1-2 騒音・振動・悪臭対策の推進

- 工場・事業所に対し、騒音・振動・悪臭の特定施設への規制基準の遵守の徹底を図ります。
- 畜産廃棄物処理施設整備に向け、補助による支援を行います。
- 家畜糞尿の適切な量の農地還元と処理体制の整備を指導します。

基本施策 1-3 道路交通対策の推進

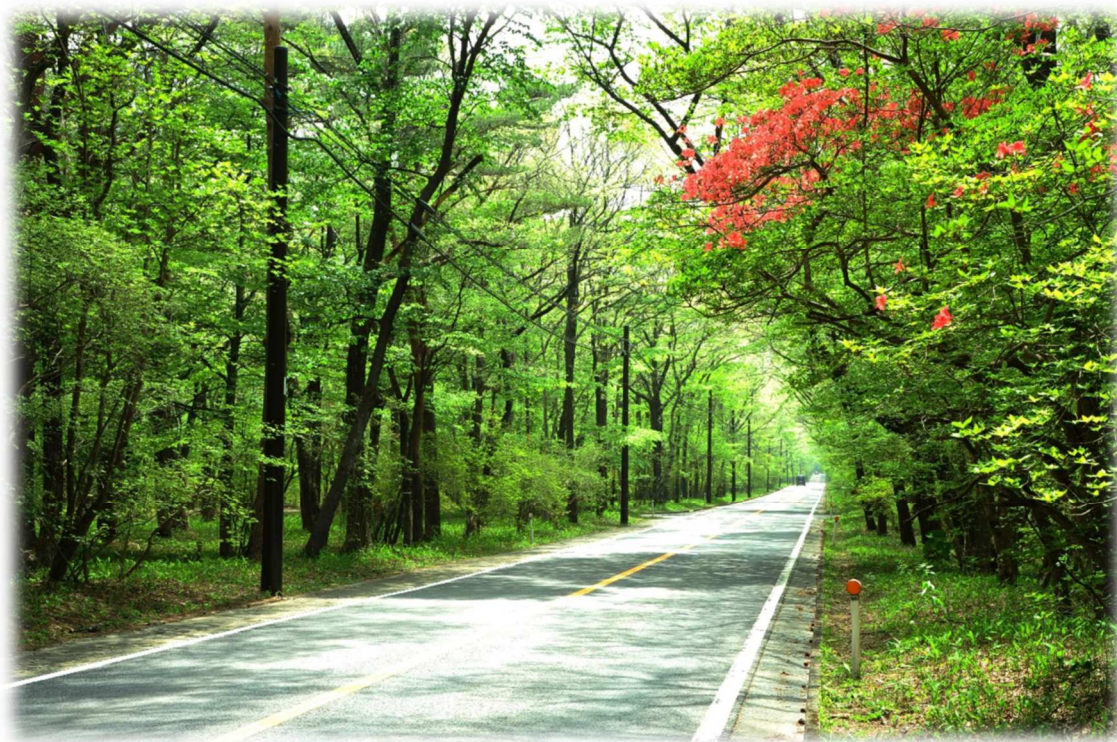
- 交通渋滞の緩和に向けた町道の整備を進めるとともに、国や栃木県に対し連携を働きかけます。
- 観光客等による那須高原の渋滞緩和に向け、関係機関と連携した対策を図ります。
- 町民や滞在者等の利便性を考慮した公共交通機関の整備を進め、利用促進を図ります。

基本施策 1-4 近隣の生活環境の保全

- ペットの適正な飼育マナーの周知を図ります。
- 日常生活から発生する生活騒音や振動、悪臭の防止に向け、意識の啓発を図ります。
- ごみの野焼き行為防止について、チラシや広報等で周知し、発見時には指導を行います。(再掲)
- 空き家の有効活用への取組の推進及び適切な管理を指導します。

基本施策 1-5 有害化学物質、放射能対策の推進

- 栃木県と連携し、ダイオキシン類の特定施設への規制基準の遵守及び排出対策の徹底を図ります。
- PFAS などの新たな環境問題について、国や栃木県等の関係機関から情報収集し、連携して対応いたします。
- 国や栃木県と連携し、放射性物質を含む廃棄物等の集約化を進めます。



ロイヤルロード（県道 21 号）

2 循環型社会の形成

◆ 施策の基本方向

資源の効率的な利用を進める循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向け、廃棄物の発生を抑制（リデュース：Reduce）、物を繰り返し使い（リユース：Reuse）、資源として再生利用（リサイクル：Recycle）の3R活動から新たに7R活動に取り組みます。

また、ごみが捨てにくいまちに向け、ごみのポイ捨てや不法投棄への監視を強化します。

◆◆ 7Rとは ◆◆

発生抑制		
リシンク	: Rethink	本当に必要か考える
リフューズ	: Refuse	不用品を受け取らない
リデュース	: Reduce	廃棄物の発生を抑制
再使用		
リユース	: Reuse	物を繰り返し使う
再生利用		
リファイン	: Refine	正確に分別
リサイクル	: Recycle	資源として再生利用
再生可能資源への代替		
リニューアブル	: Renewable	再生可能な資源に置き換える

基本施策 2-1 7Rの推進

- ごみの発生を減らし、使えるものは何度も使い、使えないものは資源とする、7Rの活動の周知を図ります。
- ごみの減量化に向けた取組を、町民・事業者に啓発します。
- 生ごみ処理機器の設置費補助金制度により、町民のごみ減量化を促進します。
- 町と事業者、各種団体が連携したリユース品の活用を促進します。
- 「那須町ごみの分別と出し方ガイドブック」や SNS 等、わかりやすい分別ツールにより町民・事業者の積極的な分別を促します。
- 再生利用の手法が確立している品目について、関係機関と協議しながら分別・資源化を進めます。
- まだ食べられる食品が廃棄されないことがないよう、食品ロス削減に向けた情報を発信し、町民・事業者の意識向上を図ります。
- 栃木県が実施している、とちぎ食べきり 15（いちご）運動や 3きり運動の普及を進めます。

基本施策 2-2 ごみの適正処理

- 不法投棄防止のパトロールを継続するとともに、監視カメラの設置等による監視体制の充実を図ります。
- 那須町空き缶等のポイ捨て及び散乱防止に関する条例等の周知徹底を図り、環境マナーの向上を図ります。
- ごみの野焼き行為防止について、チラシや広報等で周知し、発見時には指導を行います。(再掲)
- ごみ(一般廃棄物)及び資源物の収集体制の効率化を促進するため、収集・運搬体制を整備します。
- 産業廃棄物処理施設の適正管理を図るため、関係機関と連携を図りながら監視を強化します。

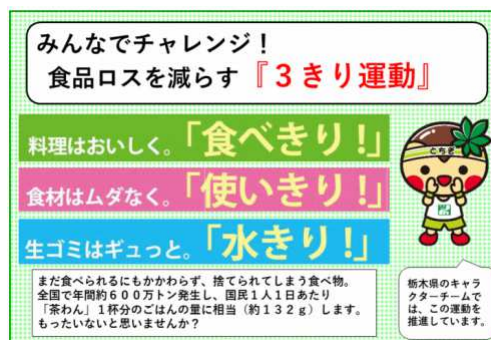
◆◆ とちぎ食べきり15(いちご)運動 ◆◆

栃木県では料理の食べ残しを減らすため、会食(飲み会、食事会、テイクアウトなど)や家庭での食事時には、「いただきます!」のかけ声後と、「ごちそうさま!」のかけ声前のそれぞれ15分は、自席で料理をいただく『食べきり15(いちご)運動』の実施を呼びかけています



◆◆ 3きり運動 ◆◆

栃木県では、料理はおいしく「食べきり」、食材は無駄なく「使いきり」、生ごみの水分を減らす「水きり」を行う『3きり運動』を市町と連携して呼びかける『とちキャラクターズの3きり運動』を展開しています



環境目標3 地球にやさしい暮らしができるまち

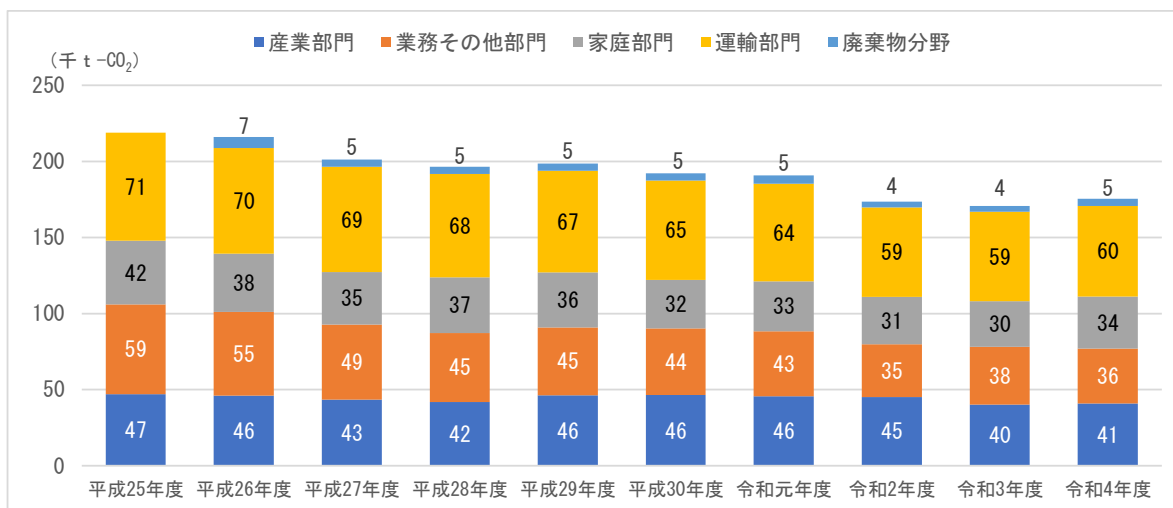
(地球温暖化防止実行計画【区域施策編】・地域気候変動適応計画)

【現 状】

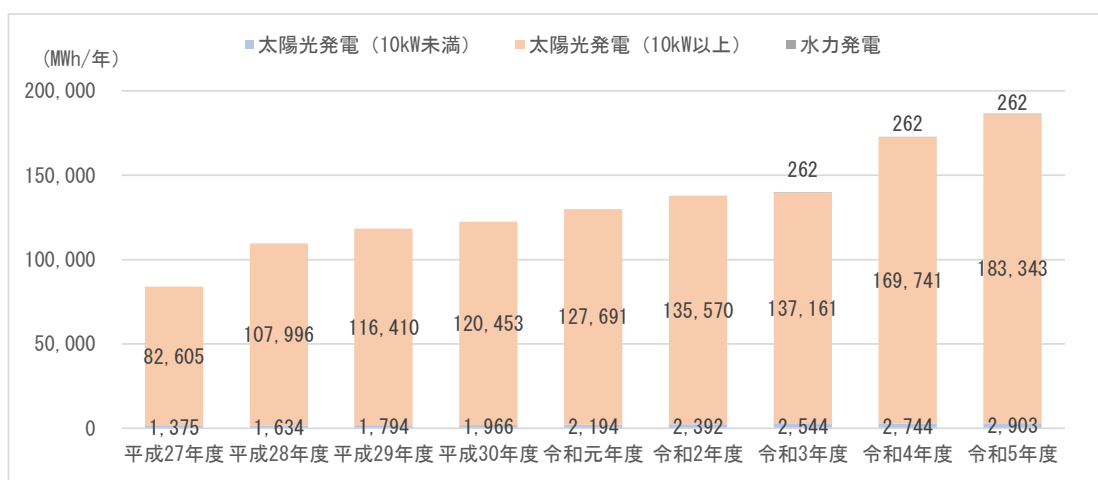
本町では、令和2(2020)年7月28日に、令和32(2050)年までに二酸化炭素の排出量の実質ゼロを目指し、ゼロカーボンシティ宣言をしました。令和4(2022)年9月には、「那須町地球温暖化防止実行計画【区域施策編】」を策定し、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーの推進、森林の保全による吸収源の確保等、二酸化炭素排出量削減の施策を進めてきました。

また、温暖化による気温の上昇に伴う気候変動への適応に向けた情報の収集や発信、意識啓発を図っています。

今後、令和32(2050)年までに温室効果ガスの実質ゼロのカーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの削減と吸収源の確保が求められています。



< 町域の温室効果ガス排出量 >



< 再生可能エネルギーによる発電量 >

資料：自治体排出量カルテ

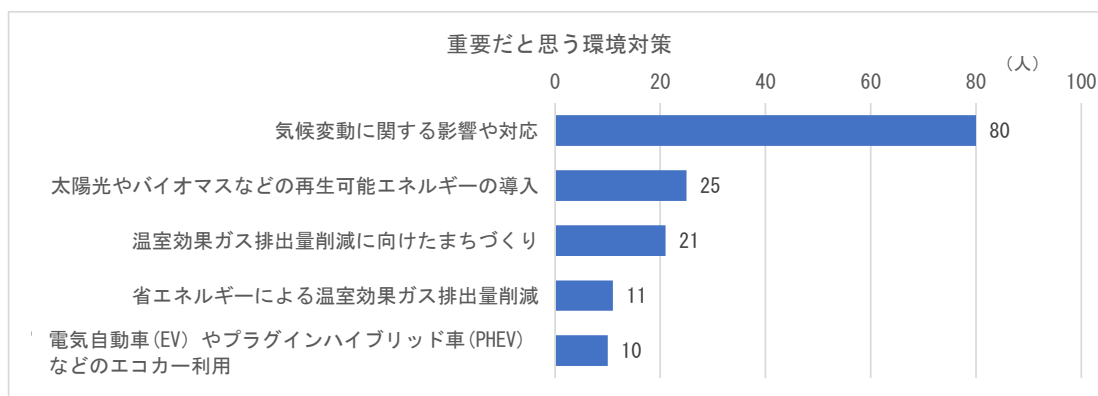
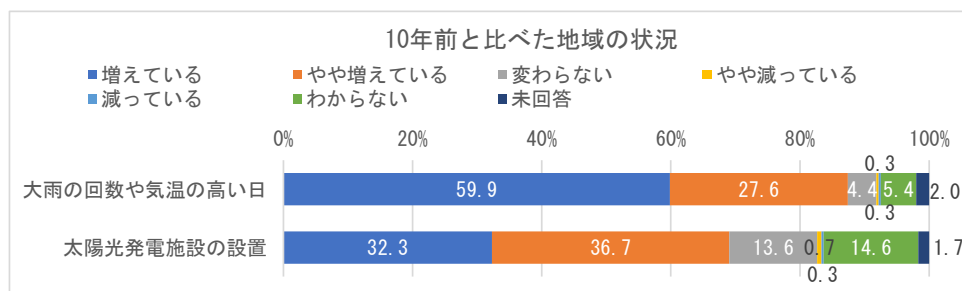
【 第2次計画の進捗 】

町の事務事業により排出される二酸化炭素の削減や町民・事業者と連携した省エネルギー活動、再生可能エネルギーの導入に取り組んできました。その結果、町役場の二酸化炭素排出量は、目標を達成しましたが、地球温暖化対策に関する啓発活動の回数は、目標を下回っていました。

【 アンケート調査結果 】

10年前と比べた地域の環境については、大雨の回数や気温の高い日、太陽光発電施設の設置とも「増えている」と「やや増えている」の回答が多くなっています。

重要だと思う環境対策では、「気候変動に関する影響や対応」と考える町民が多くなっています。



【 課 題 】

- ◆ 温室効果ガス排出量の削減
- ◆ 二酸化炭素吸収源の確保
- ◆ 再生可能エネルギーの活用
- ◆ 気候変動への適応

【環境目標・基本指針】

環境目標3 地球温暖化

地球にやさしい暮らしができるまち

基本方針

- 1 温室効果ガス削減の推進
- 2 再生可能エネルギーの活用
- 3 気候変動適応への対応

1 温室効果ガス削減の推進（地球温暖化防止実行計画【区域施策編】）

◆ 施策の基本方向

温室効果ガスの削減は、限りある資源である化石燃料の使用削減にもつながります。現在も省エネルギーに向けた取組は実施されていますが、今後も町民・事業者と連携した省エネルギー対策を推進するとともに、温室効果ガスの排出を低減するまちづくりを進めます。

また、町内に広がる森林や里山林を保全し、二酸化炭素の吸収源の確保を進めます。

基本施策 1-1 省エネルギー対策の推進

- 日常生活や事業活動でのエネルギーの効率的利用の実践、省エネ機器の使用を促します。
- 脱炭素につながる将来の豊かな暮らしに向けたデコ活の普及を促進します。
- プラグインハイブリッド車や電気自動車等の次世代自動車の普及を促進します。

基本施策 1-2 温室効果ガス吸収源対策の推進

- 那須町森林整備計画に基づき、森林組合等と連携し、森林の維持管理等の保全を図ります。（再掲）
- 植林地や天然林の適切な維持管理、整備・保全を行い、木材の有効活用による林業の活性化、温室効果ガス吸収源の確保を図ります。（再掲）
- とちぎの元気な森づくり県民税を活用し、森林資源の循環利用を進めます。（再掲）
- 那須町の森を育む基金を活用し、荒廃森林の適正な管理、保全を進めます。（再掲）
- 地元産木材の活用を推進し、木材利用の普及啓発に取り組みます。（再掲）



歴史探訪館

◆◆ 温室効果ガス ◆◆

○対象とする温室効果ガス

二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)
 ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)
 六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃)

○対象部門・分野

ガス種	部門・分野	
エネ起源 CO ₂	産業部門	製造業
		建設業・鉱業
		農林水産業
	業務・その他部門	
	家庭部門	
	運輸部門	自動車（貨物）
自動車（旅客）		
鉄道		
非エネ起源 CO ₂	廃棄物分野	一般廃棄物

基本施策 1-3 環境負荷を低減するまちづくりの推進

- 交通渋滞の緩和に向けた町道の整備を進めるとともに、国や栃木県に対して連携を働きかけます。(再掲)
- 町民や滞在者等の利便性を考慮した公共交通機関の整備を進め、利用促進を図ります。(再掲)
- 環境負荷の低い移動手段として、自転車の利用を促進します。
- 住宅や建物のゼロエネルギー（ZEH、ZEB）の普及を促進します。
- 防犯灯のLED化を支援します。
- ごみ（一般廃棄物）の減量化・資源化を推進します。

基本施策 1-4 町役場における取組の推進

- 那須町役場地球温暖化防止実行計画に基づき、町施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。



リンドウ

◆◆ デコ活 ◆◆

脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を組み合わせた造語で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等が連携し、国民の新しい暮らしを後押しします。

「デコ活アクション」

具体的な事例として3分野計13種類のデコ活アクションを決定しました。

分類	アクション	
まずはここから	住	デ 電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住	コ こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食	カ 感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）
	職	ツ つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）
ひとりでCO ₂ が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一度で受け取る

出典：環境省

2 再生可能エネルギーの活用（地球温暖化防止実行計画【区域施策編】）

◆ 施策の基本方向

化石燃料によらないエネルギーの確保に向け、太陽光発電だけではなく、バイオマスや水力、温泉熱や水素等の代替燃料によるエネルギー等、町の特性に適した再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギーの地産地消に取り組みます。

基本施策 2-1 再生可能エネルギーの導入推進

- 住宅用太陽光発電設備の設置を促進します。
- 蓄電池の普及を促進します。
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入、蓄電池の設置を進めます。
- 事業者や関係機関と連携し、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進します。

3 気候変動への適応（地域気候変動適応計画）

◆ 施策の基本方向

気温上昇に伴う気候変動の影響に対応するため、適応に関する情報を国や栃木県、関係機関から収集し、町の特性を生かした対策を進めます。

基本施策 3-1 気候変動への適応

- 国や栃木県、関係機関から気候変動に関する情報を収集し、町民や事業者に発信します。
- 那須町防災マップや那須町安全安心メールを周知し、自然災害に備える防災意識の高揚を図ります。
- 熱中症予防情報を安全安心メールや防災行政無線等で発信し、注意喚起を図ります。
- クーリングシェルターの設置等、暑熱対策を進めます。

◆◆ 地域気候変動適応計画の主要7分野 ◆◆



農業・林業・
水産業



水環境・
水資源



自然生態系



自然災害・
沿岸域



健康



産業・
経済活動



国民生活・
都市生活

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォーム」サイト



堂の下の岩観音

◆◆ 気候変動の主な影響 ◆◆

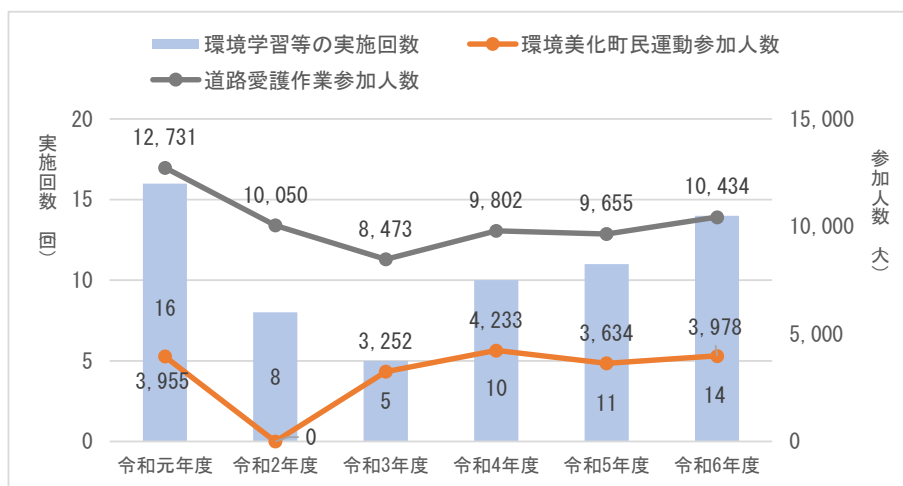
分野	大項目	小項目	主な気候変動の影響	主な要因
農業 林業 水産業	農業	水稻	品質の低下	気温
		野菜	露地野菜：発芽不良、生育停滞 施設野菜：花芽分化遅延、着果不良	気温
		果樹	リンゴ・ブドウ：着色不良、日焼け果 ナシ：果肉障害、凍霜害	気温・降水量
		病虫害・雑草	害虫：分布域拡大・北上、発生数増加 雑草：定着可能域の拡大・北上	気温
		農業生産基盤	農地被害、利水影響	降水量
	林業	木材生産	水ストレスの増大によるスギ林衰退	気温・降水量
		特用林産物	菌による被害、きのこ発生量の減少	気温
	水産業	回遊性魚介類	天然アユの遡上数減少、遡上時期の早まり	気温
		増養殖等	漁獲量減少	気温
	水環境・水循環	水供給(地下水)	渇水の深刻化による減断水の発生、 需要期の水不足	降水・積雪量
自然生態系	野生鳥獣の影響	生息適地に拡大、植生への食害・剥皮被害等	気温・積雪量	
自然災害	洪水(河川氾濫・内水氾濫)		水害リスク、氾濫発生確率の増加	降水量
	土石流・地すべり等		土砂災害・深層崩壊・斜面崩壊の増加	降水量
健康	暑熱(熱中症等)		熱中症搬送者・死者の増加	気温
産業	観光業		観光快適度の低下	気温・降水量
県民生活 都市生活	都市インフラ等	水道、交通等	インフラの被害	降水量
	歴史文化を感じる暮らし	季節現象・生物・季節・伝統行事等	生物季節の変化による文化・歴史などを感じる暮らしへの影響	気温
	その他	暑熱による生活への影響	都市部での熱ストレスの増大や野外活動への影響等	気温

環境目標4 誰もが環境を知り大切にすまち

【 現 状 】

本町では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催がなかった時期もありましたが、学校や町民を対象とした自然体験、観察会等の環境学習を実施しています。環境保全活動として、町民参加での除草等の環境美化運動や道路愛護作業を定期的に行っています。

また、国や栃木県、関係機関の主催による自然観察会や外来生物の駆除、自然環境の保全活動も行われ、町民だけでなく他市や他県からも多くの人々が参加しています。



< 環境学習の実施回数、環境美化・道路愛護参加人数 >

(新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度環境美化町民運動は未実施)

【 第2次計画の進捗 】

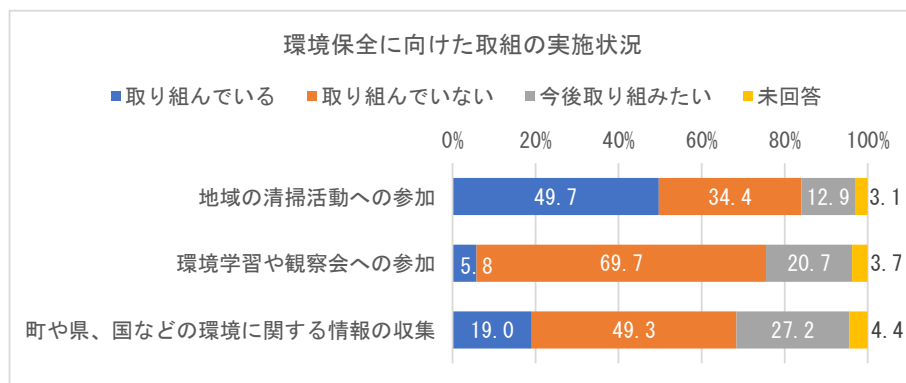
町の自然を活用した学校や各世代に向けた自然体験や観察会等の環境学習、町民・事業者・滞在者と協働で環境保全活動を実施してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、環境学習の実施回数、環境美化町民運動参加人数、道路愛護作業参加人数の目標を下回っていました。



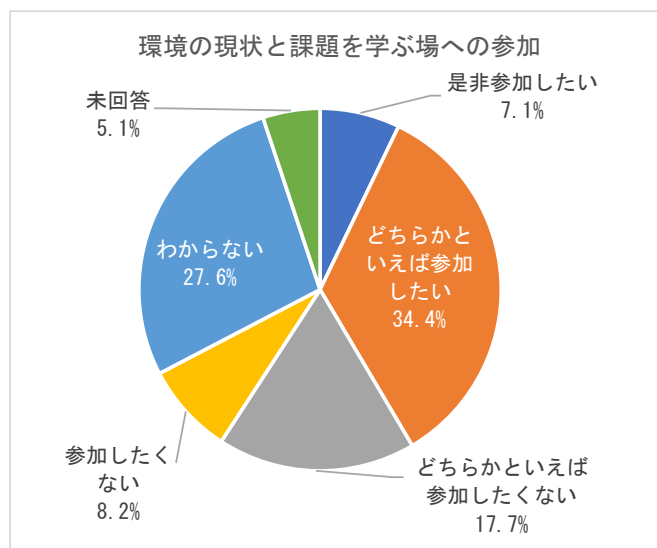
那須高原

【 アンケート調査結果 】

清掃活動に取り組んでいる町民は、多くなっています。



環境を学ぶ場への参加は、「是非参加したい」、「どちらかといえば参加したい」の回答が40%を超えています。



【 課 題 】

- ◆ 子どもから大人まで各世代が環境を知る機会
- ◆ 豊かな自然を活用した環境学習
- ◆ 環境学習指導者の育成
- ◆ 多様な環境保全活動の活発化
- ◆ 環境に関する情報の発信

【 環境目標・基本指針 】

環境目標4 環境学習・環境保全活動

誰もが環境を知り
大切にするまち

基本方針

- 1 環境教育・環境学習の推進
- 2 環境保全活動の推進
- 3 環境情報の発信と連携

1 環境教育・環境学習の推進

◆ 施策の基本方向

今の様々な環境問題や身近な環境を知ることは、環境を守る行動の第一歩となります。さまざまな世代にさまざまな場所で環境を知る機会を提供します。

基本施策 1-1 学校での環境教育の充実

- 学年や地域の状況に応じた環境教育を推進します。
- 学校行事に自然体験や自然の保全活動を取り入れ、学ぶ機会を創出します。
- 保護者や地域の人々と協働し、地域の環境資源を活用した環境教育を推進します。
- 関係機関や各種団体等と連携した環境教育を推進します。

基本施策 1-2 多様な環境学習の場の提供と充実

- 町内の自然環境を活用した自然体験や観察会等を開催し、多様な環境学習の場を提供します。
- 国や栃木県、各種団体が実施する観察会等の環境学習の情報を収集し、発信し、町民が環境に触れる機会を増やします。
- 町内の事業者と連携し、施設見学等による環境学習を推進します。
- 各種団体や事業者と連携し、環境学習の指導者の育成を進めます。

2 環境保全活動の推進

◆ 施策の基本方向

町民や事業者等と協働で実施している環境美化運動や道路愛護作業は、継続して実施します。また、国や栃木県、各種団体が実施する環境保全活動についても連携して取り組みます。

基本施策 2-1 多様な環境保全活動の推進

- 環境美化活動、道路愛護作業は継続して実施します。
- 町民や事業者が自主的に行う環境保全活動を推進します。
- 国や栃木県、各種団体が実施する環境保全活動の情報を収集し、発信し、町民が環境保全活動に協力する機会を増やします。
- 環境保全活動団体の情報を発信し、参加を促します。

3 環境情報の発信と連携

◆ 施策の基本方向

様々な環境に関する情報を国や栃木県、関係機関から収集し、町民や事業者に迅速にわかりやすく発信します。本町の豊かな自然を守るため、国や栃木県、関係機関と連携を図るネットワークの充実を図ります。

基本施策 3-1 環境情報の収集と発信

- 国や栃木県、関係機関等から環境に関する情報を収集し、広報やインターネット等を用いて各種媒体により発信します。
- 各種団体による環境学習や環境保全活動に関する情報を収集し、広報やインターネット等を用いて各種媒体により発信します。
- 那須町の環境状況や環境基本計画の進捗状況を定期的に公表します。

基本施策 3-2 国や栃木県、各種団体との連携

- 国や栃木県、各種団体と連携し、自然環境の保全を進めます。



高久地区の一本桜

第5章 環境配慮指針

1 環境配慮指針の目的

環境を保全し、望ましい環境像「人と自然が共生し 笑顔とみどりが輝くまち」を実現していくためには、町民・事業者・滞在者のそれぞれが自ら環境に配慮していくことが必要です。そのため、環境負荷の低減に向けた行動の指針として環境配慮指針を示します。

環境配慮指針は、環境への負荷低減に向けた行動の例を示したもので、これらを参考に各主体による自主的な取組を推進するものです。

町民・事業者・滞在者・町が環境基本計画に掲げる望ましい環境像の実現に向け、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮した行動に取り組みます。

2 主体別環境配慮指針

(1) 町の環境配慮指針

本計画の望ましい環境像を実現するため、町は町民・事業者・滞在者と連携して施策に取り組むとともに、国や県などの関係機関と情報を共有し、連携を図りながら、環境負荷を低減します。

また、町も一事業者として、事業者の環境配慮指針に基づき、率先して環境に配慮した取組を推進していきます。

(2) 町民（団体を含む）の環境配慮指針

町や地球の環境を保全し、望ましい環境像を実現するため、一人一人が自らの行動を振り返り、環境にやさしい暮らしに転換し、環境負荷を低減します。

環境目標1 生物多様性を守り育み 人と共生するまち

- 地元産木材や間伐材の利活用に努めます。
- 所有する森林や農地の適切な維持管理に努めます。
- 農林畜産物の地産地消に取り組みます。
- 身近な自然と野生動植物に関心をもち、保護に努めます。
- 自然が保全されている場所への、むやみな立ち入りや車の乗り入れは行いません。
- むやみに野生動植物の採取や捕獲は行いません。
- 外来生物をむやみに持ち込んだり、捨てたりしません。
- ペットを適切に飼育し、自然に放しません。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”と“森林面積”の目標達成を目指します。

環境目標2 快適な暮らしと 資源が循環するまち

○ 生活環境

- ごみの野焼きは行いません。
- 洗剤は適正量を使い、油や調理くずを排水口から流さないようにします。
- 公共下水道への接続、合併処理浄化槽の利用及び適切な管理により、生活排水の適切な処理に努めます。
- 化学物質に対する正しい理解と適正な製品の購入・使用・廃棄に努めます。
- 燃料等の危険物の適正管理を徹底します。
- プラグインハイブリッド車や電気自動車等の利用に努め、アイドリングストップ等、環境にやさしい運転を心がけます。
- 公共交通機関や自転車の利用を心がけます。
- 騒音・振動・悪臭等を抑制し、近隣への配慮を心がけます。
- ペットは適切に飼育管理し、周囲に迷惑をかけないようにします。

○ 循環型社会

- 必要なものだけを購入し、できる限り長く使用できるものを選びます。
- 使い捨て商品の購入は控え、繰り返し使える容器に入った商品や詰め替え製品を使用します。
- 過剰包装は断ります。
- マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。
- 環境にやさしいリサイクル製品や、エコマーク製品の購入を心がけます。
- 生ごみや植栽の落ち葉等を堆肥化し、有効に活用します。
- 廃食用油の回収に協力します。
- フリーマーケットやリサイクルショップ等を活用し、再使用に努めます。
- 地域での資源物の集団回収や販売店での店頭回収に協力します。
- ごみは決められた方法で分別し、決められた日時、場所に出します。
- 家電製品やパソコン等は、廃棄に関する法律やルールに基づき適切に廃棄します。
- 飲食店での食べきりやフードバンクの利用等により、食品ロスを削減します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。
- 不法投棄を発見した場合には、町や警察に通報します。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”と“公共用水域 環境基準(BOD)達成率”と“生活排水処理人口普及率”と“ごみの総排出量”の目標達成を目指します。

環境目標3 地球にやさしい暮らしができるまち

- 使っていない照明は消し、長期間使用しない電気製品は、主電源を切るか、電源プラグを抜きます。
- エアコン等の冷暖房機器の設定温度は控えめ（目安：冷房時 28℃、暖房時 20℃）に設定します。
- ブラインドやカーテン等を利用し、冷暖房効果を上げます。
- 冷蔵庫は、壁から適切な間隔で設置し、季節に応じて設定温度を調節し、物を詰めすぎないようにします。
- 温水洗浄便座は、使用後にフタを閉め、季節に応じた温度調節をします。
- 電気、ガス、石油機器を購入する場合には、省エネルギー性能の高い機器を選びます。
- 照明は LED 型に切り替えます。
- 水道使用時は、蛇口をこまめに閉め、風呂の残り湯を洗濯に使用する等、節水を心がけます。
- 雨水を貯めて、水やりや打ち水に利用します。
- プラグインハイブリッド車や電気自動車等の利用に努め、アイドリングストップ等、環境にやさしい運転を心がけます。（再掲）
- 公共交通機関や自転車の利用を心がけます。（再掲）
- 太陽光発電設備や太陽熱温水器等の再生可能エネルギーの活用、蓄電池の利用に努めます。
- 那須町防災マップの把握、那須町安全安心メールを利用し、災害に備えます。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”と“森林面積”と“ごみの総排出量”の目標達成を目指します。

環境目標4 誰もが環境を知り大切にすまち

- 身近な自然に関心をもち、知るように心がけます。
- 自然観察会や環境学習に参加します。
- 環境保全活動や地域の美化活動に参加します。
- 街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動に参加します。
- 地域で行われる外来種の駆除対策に参加します。
- 地域で行われる里山の保全や維持管理活動に参加します。
- 環境に関する情報を積極的に収集し、地域や環境の状況を知るように心がけます。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”の目標達成を目指します。

(3) 事業者の環境配慮指針

経済活動を行う事業者は、環境に大きな負荷を与えています。事業者は、地域社会の一員として、自らの事業活動による環境負荷の低減に向け、自主的な取組を推進します。

環境目標1 生物多様性を守り育み 人と共生すまち

- 地元産木材や間伐材の利活用に努めます。
- 事業所の建設に際しては、自然環境や周辺の景観に配慮します。
- 敷地内や事業所周辺の緑化に努めます。
- 所有する土地の草刈りや清掃等、適切な維持管理に努めます。
- 農地や用水等の良好な環境の保全に努めます。
- 農林畜産物の地産地消に努めます。
- 開発や事業地の整備に際しては、希少動植物の生息生育域に配慮します。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”と“森林面積”の目標達成を目指します。

環境目標2 快適な暮らしと 資源が循環するまち

○ 生活環境

- 設備の管理を適正に行い、規制基準を遵守するだけでなく、さらなる環境負荷低減に取り組みます。
- 事故や災害の際に発生すると考えられる汚染を未然に防止するため、事前に対策を行います。
- 生産工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音等に関する自主的な管理目標を設定するとともに、定期的に測定を行う等、適正管理に努めます。
- ごみの野焼きは行いません。
- 公共下水道への接続、合併処理浄化槽の利用及び適切な管理により、事業所からの排水を適切に処理します。
- 飲食店や宿泊施設の厨房では、油や調理くずなどを流さないようにします。
- 有害物質や危険物の適切な管理を徹底します。
- 雨水や再生水の利用に努めます。
- 雨水貯留施設や雨水浸透施設の導入を図り、適正な水循環の確保に努めます。
- 化学肥料や農薬の使用を削減し、環境にやさしい農業に努めます。
- 自動車の購入、入れ替え時には、プラグインハイブリッド車や電気自動車等を選び、車両の適正整備に努め、アイドリングストップ等エコドライブに取り組みます。
- 近隣への騒音、振動、悪臭に配慮します。
- 工場や事業場から排出される化学物質の環境リスクの低減に努めます。
- 化学物質は適正に管理します。

○ 循環型社会

- 製品やリサイクル製品の利用等、廃棄物の発生抑制に努めます。
- ごみの分別を行い、資源の有効活用に努めます。
- 使い捨て製品の製造販売、過剰包装の抑制、長期間使用できる製品の製造販売等に努めます。
- レジ袋の使用削減に向け、マイバッグ持参を呼びかけます。
- 店舗での資源物の回収に努めます。
- 生ごみや植栽の落ち葉等の堆肥化を行い、有効活用に努めます。
- 再生紙の使用、両面コピー、裏紙利用等により紙類の使用量を削減します。
- 各種のリサイクル法に従い、廃棄物の適切な処理を図ります。
- マニフェスト制度に基づく産業廃棄物の適正処理を徹底します。
- 食品の小分け販売、フードバンクの利用等により、食品ロスを削減します。
- 不法投棄を発見した場合には、町や警察に通報します。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”と“公共用水域 環境基準(BOD)達成率”と“生活排水処理人口普及率”と“ごみの総排出量”の目標達成を目指します。

環境目標3 地球にやさしい暮らしができるまち

- 使っていない照明は消し、長期間使用しない電気製品は、主電源を切るか、電源プラグを抜きます。
- エアコン等の冷暖房機器の設定温度は控えめ（目安：冷房時 28℃、暖房時 20℃）に設定します。
- ブラインドやカーテン等を利用し、冷暖房効果を上げます。
- 照明は LED 型に切り替えます。
- 温水洗浄便座は、使用後にフタを閉め、季節に応じた温度調節をします。
- 水道使用時は、蛇口をこまめに閉める等、節水を心がけます。
- コージェネレーションシステム、高効率機器等の使用により省エネルギーを推進します。
- 工場の排熱や太陽光、太陽熱等、再生可能エネルギーの導入に努めます。
- プラグインハイブリッド車や電気自動車等の利用に努め、アイドリングストップ等、環境にやさしい運転を心がけます。
- ISO14001 やエコアクション2.1等の環境マネジメントシステムの導入により、環境負荷の低減を図ります。
- 太陽光発電設備や太陽熱温水器等の再生可能エネルギーの活用、蓄電池の利用に努めます。
- 環境関連の技術や製品の開発に努めます。
- 那須町防災マップの把握、那須町安全安心メールを利用し、災害に備えます。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”と“森林面積”と“ごみの総排出量”の目標達成を目指します。



姥ヶ平の紅葉

環境目標4 誰もが環境を知り大切にすま

- 職場での環境学習に努めます。
- 環境に関する知識や技術を提供し、地域の環境教育・環境学習に協力します。
- ボランティア活動を推奨し、支援に努めます。
- 環境保全活動や地域の美化活動に参加します。
- 街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動に参加します。
- 地域で行われる外来種の駆除対策に参加します。
- 地域で行われる里山の保全や維持管理活動に参加します。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”の目標達成を目指します。

(4) 滞在者の環境配慮指針

本町の環境を保全していくためには、町民や事業者だけでなく、観光客等の滞在者の行動も大切となります。滞在時における環境負荷の低減に向け、呼びかけます。

環境目標1 生物多様性を守り育み 人と共生すま

- 自然が保全されている場所への、むやみな立ち入りや車の乗り入れは行いません。
- むやみに野生動植物の採取や捕獲は行いません。
- 外来生物をむやみに持ち込んだり、捨てたりしません。
- 野生の動物等にエサを与えません。
- 地産地消の取組に協力します。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”と“森林面積”の目標達成を目指します。

環境目標2 快適な暮らしと 資源が循環するまち

- 公共交通機関や自転車の利用を心がけます。
- 自動車運転時は、アイドリングストップ等、エコドライブに取り組みます。
- ごみは分別し、リサイクルに協力します。
- 買い物時に過剰包装を断る等、ごみの発生を抑制します。
- ごみのポイ捨てや投棄は行いません。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”と“公共用水域 環境基準(BOD)達成率”と“生活排水処理人口普及率”と“ごみの総排出量”の目標達成を目指します。

環境目標3 地球にやさしい暮らしができるまち

- 使っていない照明は、こまめに消します。
- エアコン等の設定温度は控えめ（目安：冷房時 28℃、暖房時 20℃）にします。
- 自動車運転時は、アイドリングストップ等、エコドライブに取り組みます。（再掲）
- 水道を使用するときは、蛇口をこまめに閉める等、節水に心がけます。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”と“森林面積”と“ごみの総排出量”の目標達成を目指します。

環境目標4 誰もが環境を知り大切にするまち

- 外来種等の駆除対策や自然環境の保全活動に参加します。
- 自然観察会や体験型環境学習に参加します。
- 環境に関する情報を積極的に収集し、地域や環境の状況を知るように心がけます。

環境配慮指針の実施により、“温室効果ガス排出量”の目標達成を目指します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進

本計画の望ましい環境像の実現に向け、各種施策を効率的に推進していきます。そのため、町民・事業者・滞在者・町のそれぞれが連携し、協働で環境を守り、創出する取組を総合的・計画的に進める体制を構築します。

(1) 推進体制

○ 那須町環境審議会

環境審議会は、本計画の進捗状況を点検評価するとともに、本町の環境について意見や提言を行います。

○ 庁内の推進体制

本町の環境施策の総合的な調整や本計画の適正な進行管理を円滑かつ効果的に推進するため、関係各課等の連携を図り、本計画を推進します。

(2) 町民・事業者・町のパートナーシップ

環境問題を解決していくためには、町民・事業者・町が環境基本計画の担い手として互いに連携しながら、積極的に参画することが必要です。そのため、本計画を広く周知するとともに、環境に関する町民・事業者の自主的な活動を支援するため、環境や環境団体に関する情報や活動の場を提供する等、必要な措置を講じます。

(3) 環境情報の収集・発信及び調査・研究の推進

環境保全に取り組むためには、町域の環境の現状及び広域的な環境に関する情報を町民・事業者・町が共有することが重要です。環境基本計画を推進し、望ましい環境像「人と自然が共生し笑顔とみどりが輝くまち」を実現するため、町は環境に関する情報を収集・分析し、町の広報紙やホームページ等多様なツールを活用して町民・事業者へ発信します。

地域の環境に関する調査・研究は、都市活動や産業活動に伴い様々に変化する環境問題や温暖化とそれに伴う気候変動等、複雑かつ多様化、広域化する環境問題に対処するための基礎となるものです。国や栃木県、関係機関等と連携を図り、調査・研究に努めます。

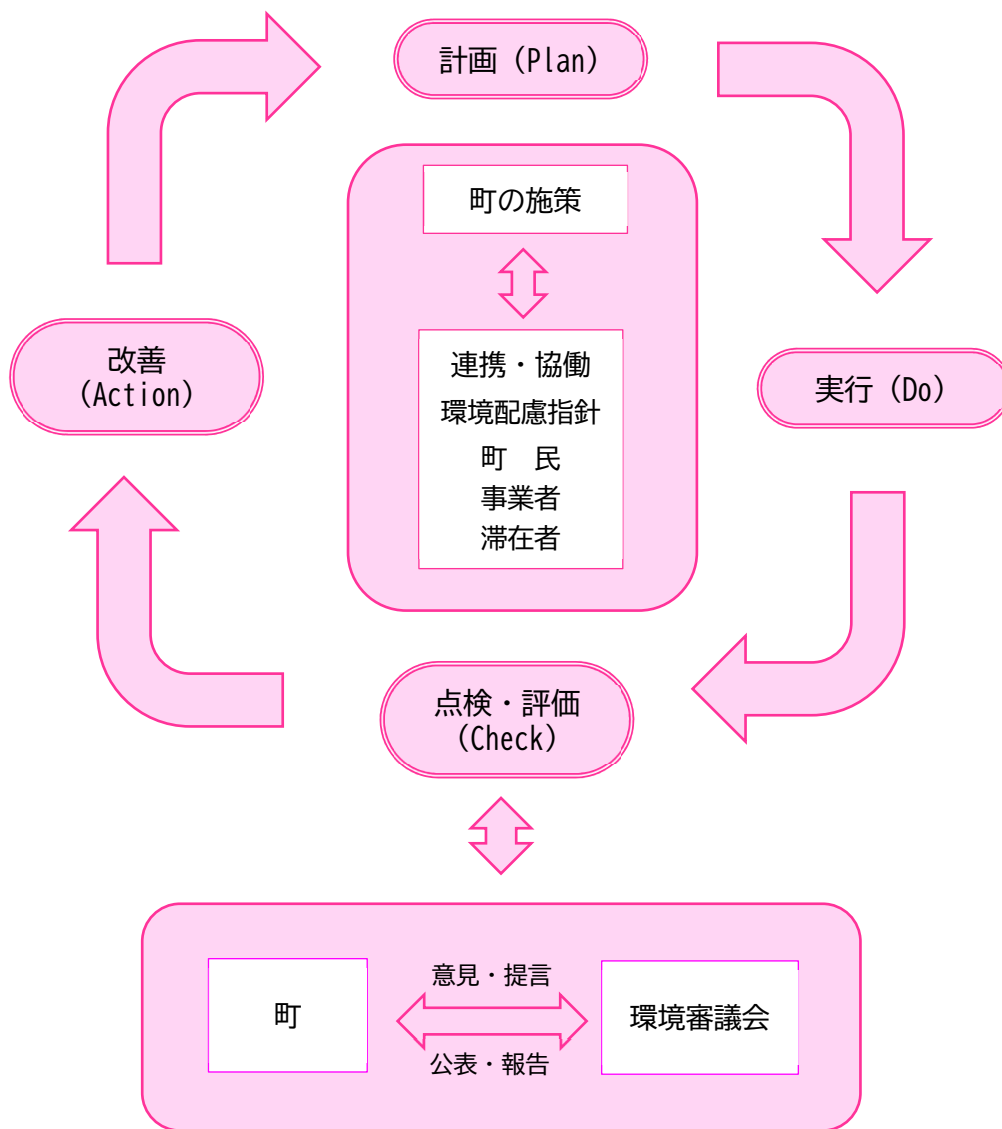
(4) 国・栃木県及び近隣自治体との連携・協力

本町には、日光国立公園や八溝県立自然公園等があり、環境を守り創出していくためには、本町だけで対応できないもの、広域的に取組を行うことで高い効果が期待できるものもあることから、国・栃木県及び近隣自治体と連携し協力しながら進めていきます。

2 計画の進行管理

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA サイクルにより進行管理を行います。

本町の環境の状況や本計画に基づく施策の進捗状況、指標の達成状況を把握し、点検評価を行い、町民・事業者に町の広報紙やホームページ等で公表します。



資料編



那須町環境基本条例

平成 23 年 9 月 13 日

条例第 16 号

私たちの郷土那須町は、雄大な那須連山とそのふもとに広がる高原や温泉郷、そして八溝の山並みに続く里山や田園など、豊かな自然に恵まれています。その豊かな自然の中で悠久の営みにより、歴史や文化、人間性豊かな地域社会が築かれてきました。

健全で恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が地球という大きな枠の中で密接に関わり合い、微妙な均衡のもとに保たれて、すべての生き物にとってかけがえのないものであり、私たちは、その環境を享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承していく責務を負っています。

しかしながら、社会経済の発展は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、その結果、環境の持つ復元能力を超え、地域的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっていきます。

私たちは、一人ひとりがこれまでの生活を省みて、その生活様式を見直していくことにより、持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に誇ることができる環境をつくりあげていかなければなりません。

ここに私たちは、自主的、積極的に良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに通勤、通学及び旅行等で町内に滞在する者（以下「滞在者」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、河川の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するするとともに、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- (4) 生物多様性 様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) 町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを次世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、豊かな生物多様性の保全を図るとともに、その恵みを次世代へ継承していくこと。
- (3) 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的かつ活力ある発展が可能な循環型社会を構築すること。
- (4) 地球的規模の環境問題を町、町民及び事業者が自らの課題と認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、積極的の取組むこと。
- (5) 町、町民及び事業者並びに滞在者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動について環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

- (1) 人と自然とが共生する自然環境の保全
- (2) 生き物の生息及び生育に配慮した生物多様性の保全

- (3) 公害の防止及び生活環境の保全
- (4) 良好な景観の保全並びに歴史的及び文化的遺産の保全
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事項
(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造の施策を総合的かつ計画的に推進するため、那須町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、事業者及び町民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、那須町環境審議会の意見を聴くものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第10条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制等の措置)

第11条 町は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為及びその他の環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ規制等の措置を講ずるものとする。

(助成の措置)

第12条 町は、町民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 町は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、町民、事業者及び滞在者が理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第14条 町は、町民、事業者及び滞在者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が町の施策と連携し、促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつこれを町民等へ適切に提供するように努めなければならない。

(監視等の体制整備)

第 16 条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(町民等の意見の反映)

第 17 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び滞在者の意見を反映するよう努めるものとする。

(環境審議会)

第 18 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、那須町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する重要な施策に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 前 2 号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(那須町環境審議会条例の廃止)

2 那須町環境審議会条例（昭和 47 年条例第 9 号）は、廃止する。

計画策定の経過等

(1) 計画策定経過

令和7年7月15日～ 令和7年7月31日	町民・事業者アンケート調査実施
令和7年8月下旬	第1回那須町環境基本計画検討幹事会書面開催
令和7年8月29日	第1回那須町環境基本計画検討委員会 ○ 第3次那須町環境基本計画改訂のスケジュールについて ○ 基礎調査・アンケート結果・施策等の検討について
令和7年9月17日	第1回那須町環境審議会 ○ 第3次那須町環境基本計画改訂のスケジュールについて ○ 基礎調査・アンケート結果・施策等の検討について
令和7年11月中旬	第2回那須町環境基本計画検討幹事会書面開催
令和7年11月27日	第2回那須町環境基本計画検討委員会 ○ 計画策定素案について
令和7年12月16日	第2回那須町環境審議会 ○ 環境基本計画素案の検討について
令和7年12月24日～ 令和8年1月26日	第3次那須町環境基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施
令和8年1月下旬	第3回那須町環境基本計画検討幹事会・委員会書面開催
令和8年2月13日	第3回那須町環境審議会 ○ 環境基本計画案について



環境審議会

(2) 那須町環境審議会

区分	氏名	選出区分及び役職	
学識経験者	大栗 英行	とちぎ環境・みどり推進機構 理事長	会長
	相馬 一男	那須町自治会連合会 副会長	副会長
	谷口 賢一	那須野農業協同組合 アグリセンター那須センター長	
	鈴木 和也	那須町商工会 副会長	
	阿久津 千陽	一般社団法人那須町観光協会 会長	
	三森 康雄	那須町森林組合 代表理事組合長	
	大平 貴一郎	那珂川北部漁業協同組合 理事	
	大平 康市	那須町土地改良区 理事長	
	吉田 文枝	さわやかネットワーク那須	
	石井 直子	なす町消費者友の会 会長	
	海野 和人	東京電力パワーグリッド株式会社 栃木北支社長	
関係行政機関	有山 義明	環境省関東地方環境事務所 日光国立公園管理事務所長	
	大関 正浩	栃木県県北環境森林事務所 環境部長	
	鈴木 雅之	栃木県那須農業振興事務所 次長兼企画振興部長	
	秋山 公知	栃木県大田原土木事務所 次長兼企画調査部長	

(3) 那須町環境基本計画検討委員会

職名	所属	
委員長	副町長	
副委員長	教育長	
委員	総務課長	観光商工課長
	企画政策課長	会計課長
	財政課長	上下水道課長
	税務課長	学校教育課長
	住民生活課長	生涯学習課長
	保健福祉課長	こども未来課長
	農林振興課長(農業委員会事務局長)	議会事務局長
	建設課長	環境課長
	ふるさと定住課長	

(4) 第3次那須町環境基本計画の諮問・答申

○ 諮問書

那環第68号
令和8年 2月13日

那須町環境審議会
会長 大栗 英行 様

那須町長 平 山 幸 宏

諮問書

第3次那須町環境基本計画案に係る次の事項について諮問をいたしますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 第3次那須町環境基本計画について

○ 答申書

令和8年2月13日

那須町長 平 山 幸 宏 様

那須町環境審議会会長 大栗 英行

第3次那須町環境基本計画案について〔答申〕

令和8年2月13日に諮問のあった第3次那須町環境基本計画案について、下記のとおり答申します。

記

環境審議会における審議の結果、第3次那須町環境基本計画案については、妥当なものであると認めます。

アンケート調査結果

(1) 町民アンケート調査結果

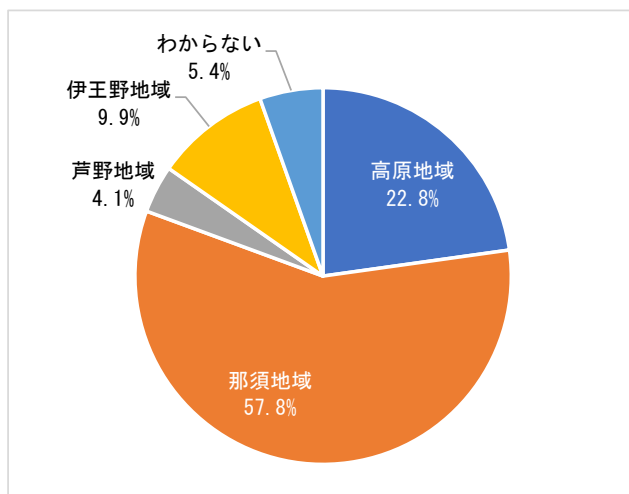
● 調査の概要

対象者	18歳以上の町民 700人
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和7年7月15日～令和7年7月31日
回答数及び回収率	294人（うちインターネットによる回答55人） 回収率 42.0%

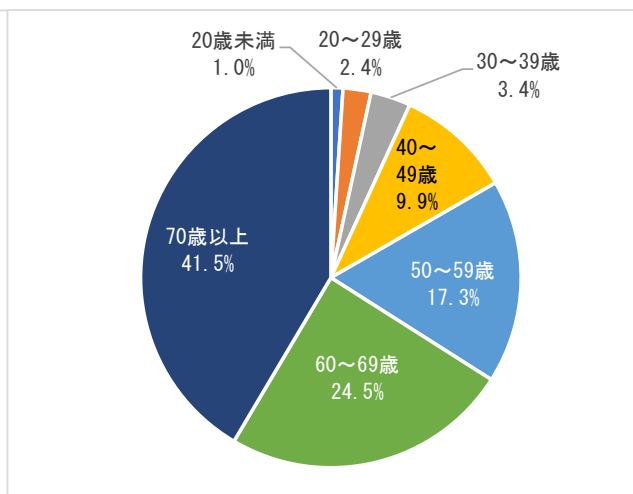
● 調査結果

質問1 回答者について

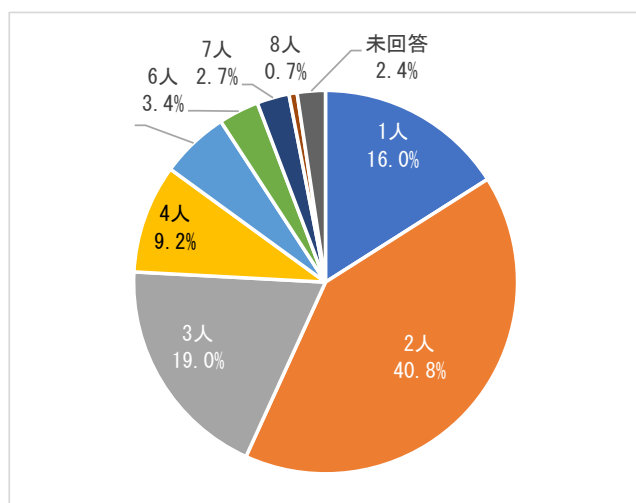
(1) 居住地域



(2) 年齢

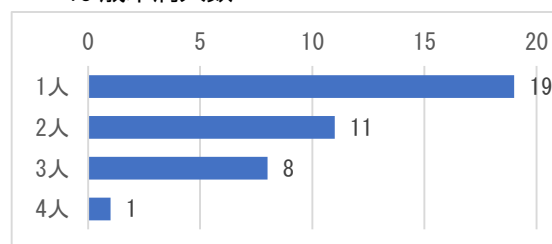


(3) 世帯人数

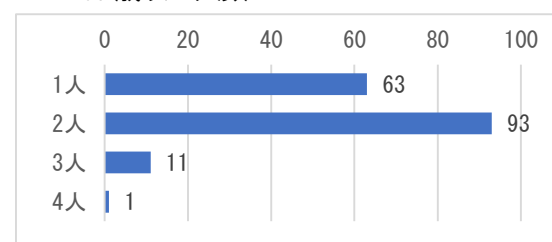


○世帯構成

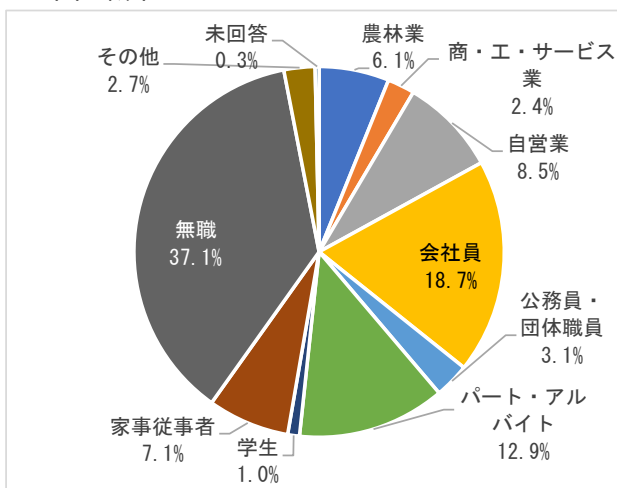
18歳未満人数



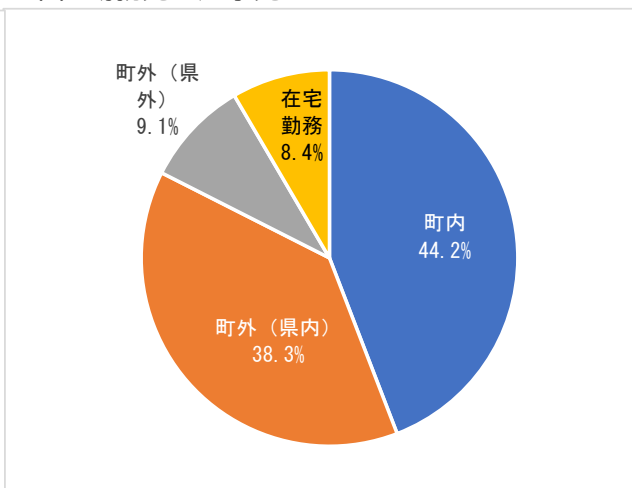
65歳以上人数



(4) 職業

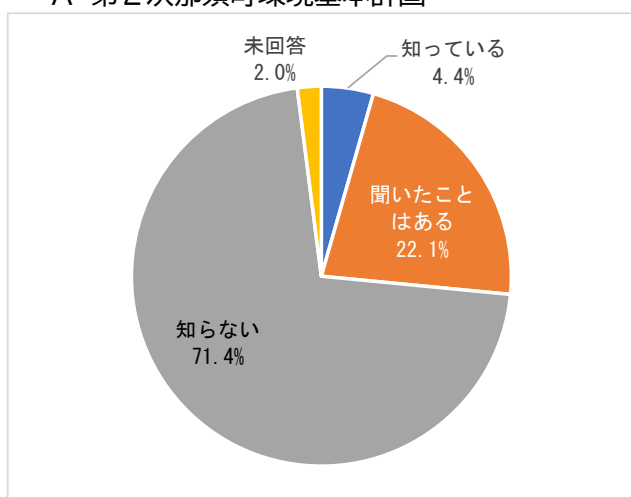


(5) 勤務先・通学先

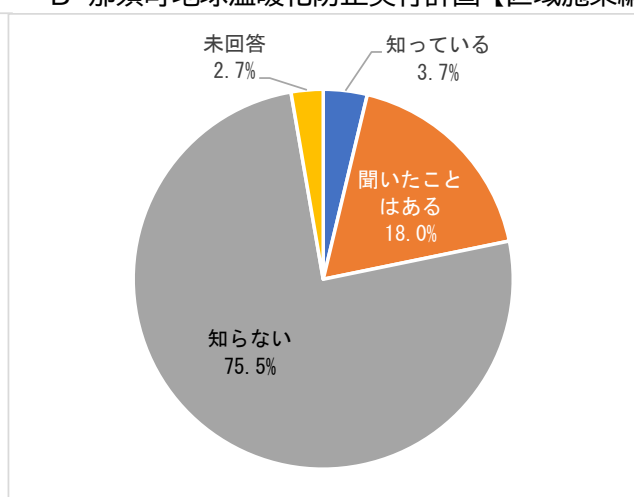


質問2 町の環境に関する計画の認知度

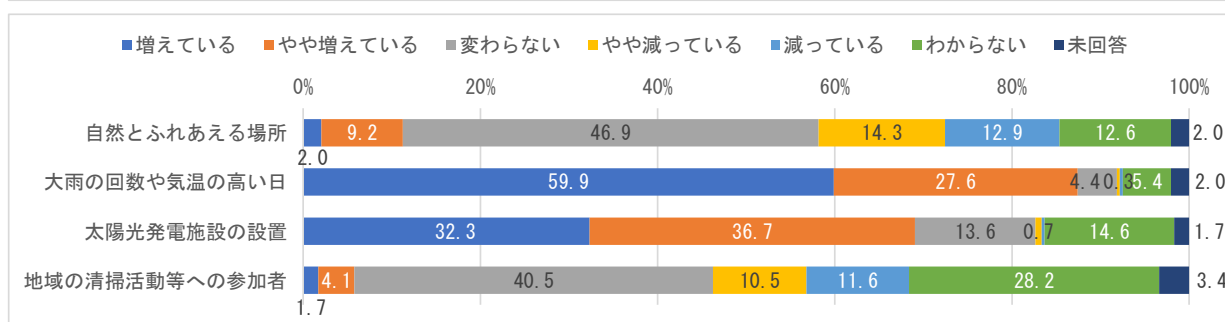
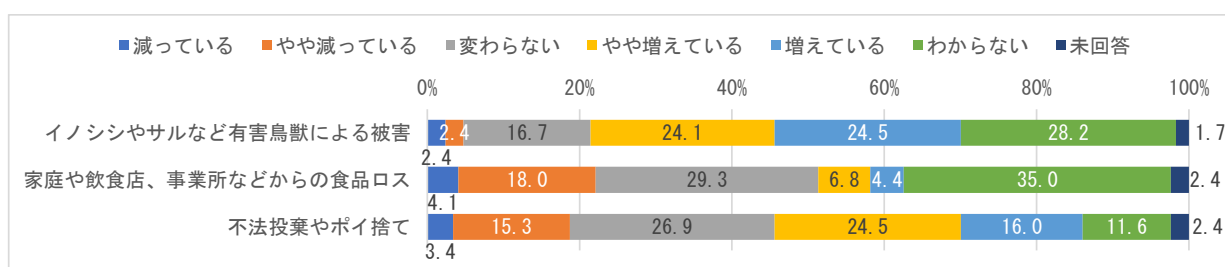
A 第2次那須町環境基本計画

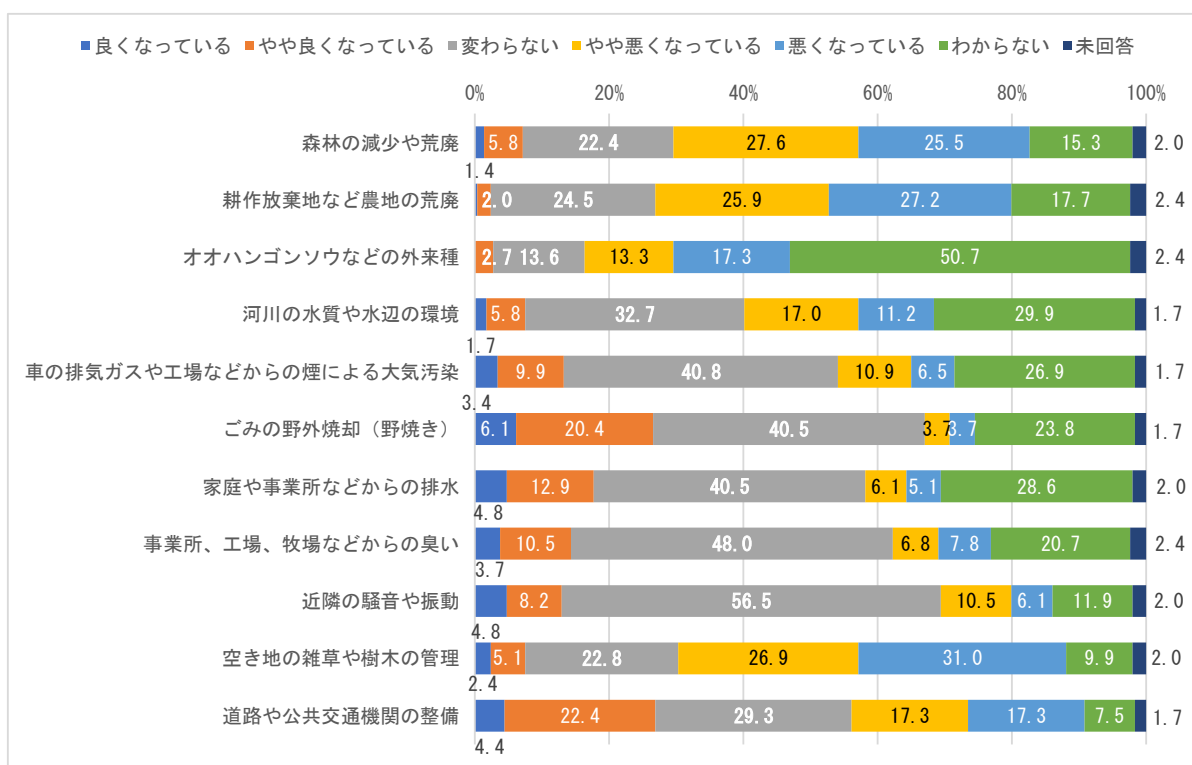


B 那須町地球温暖化防止実行計画【区域施策編】

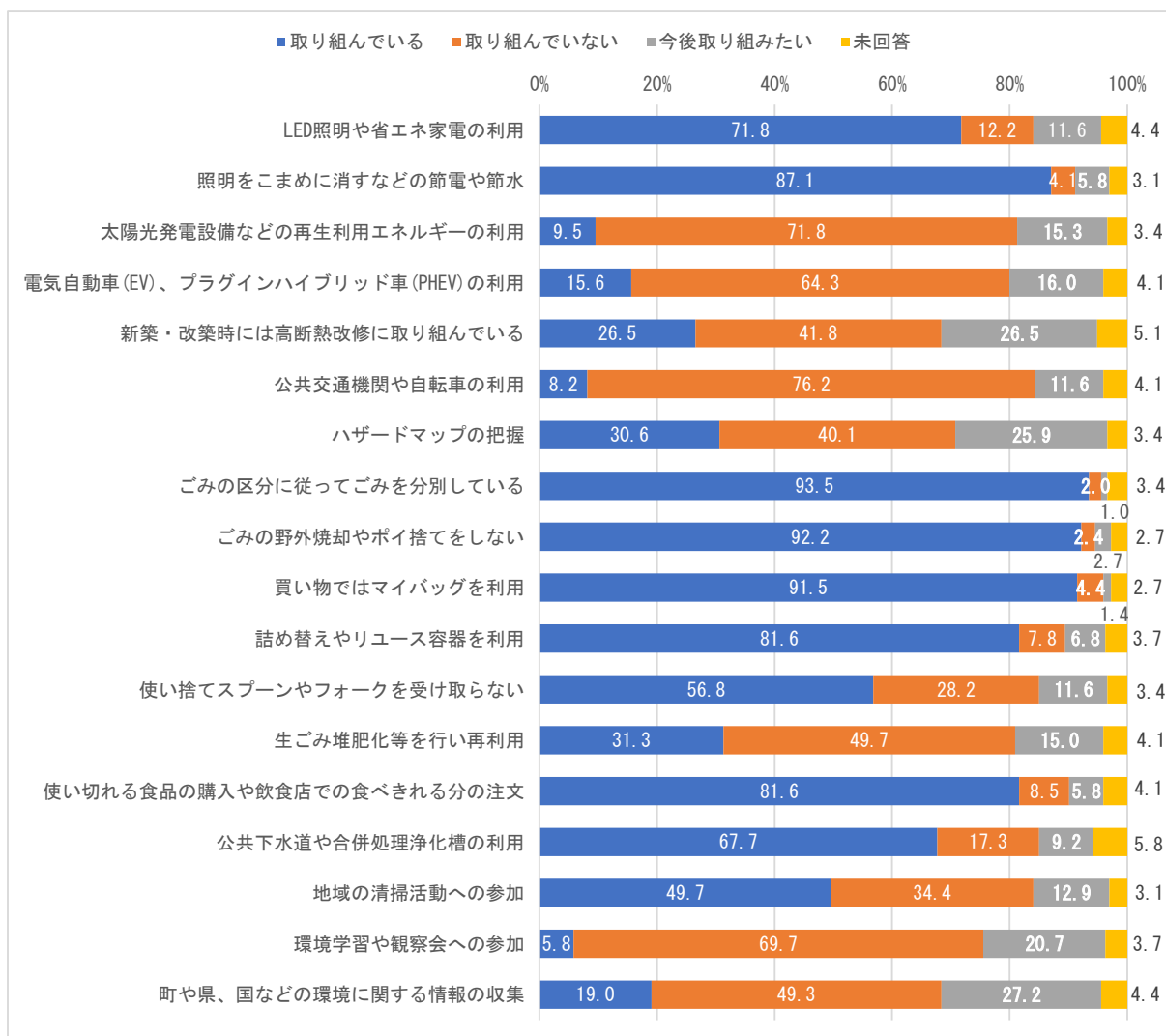


質問3 10年前と比べた地域の環境

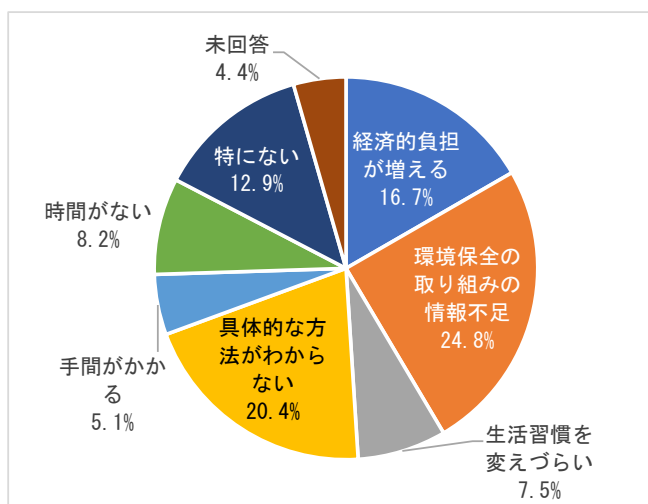




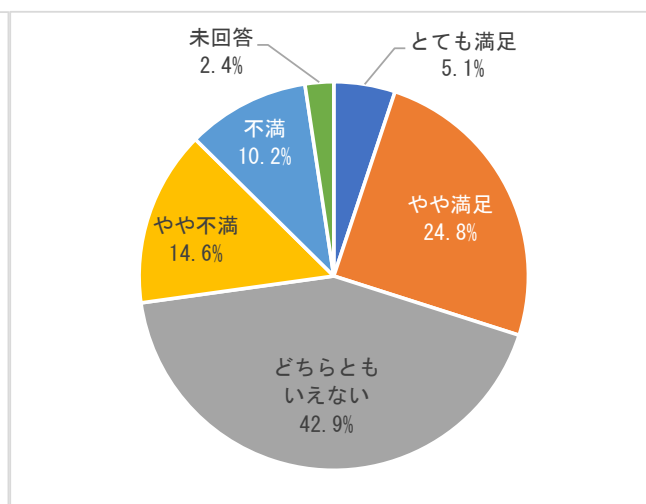
質問4 環境保全に向けた取り組みの実施状況



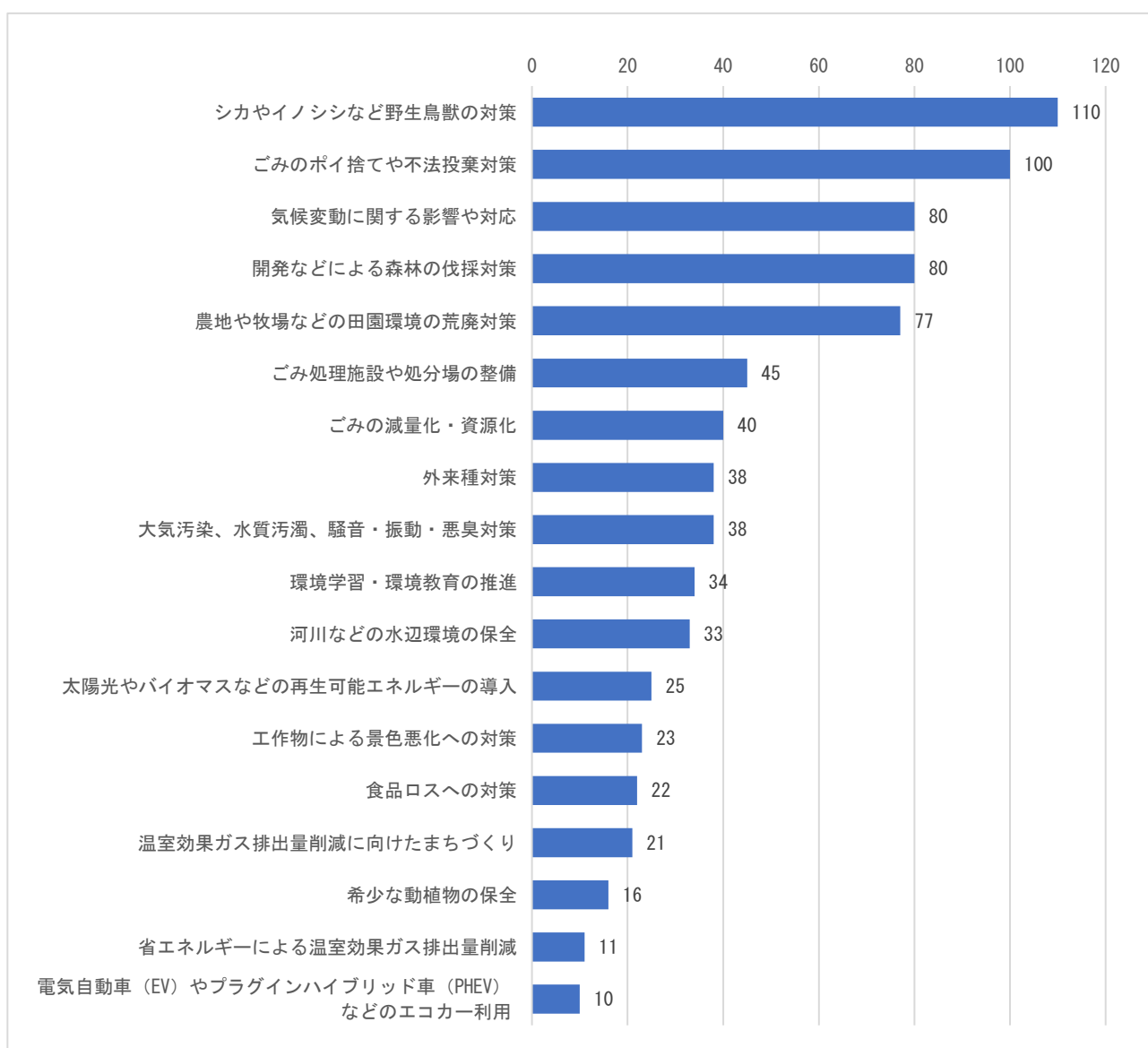
質問5 環境保全に向けた支障



質問6 町の自然・衛生・インフラへの満足度

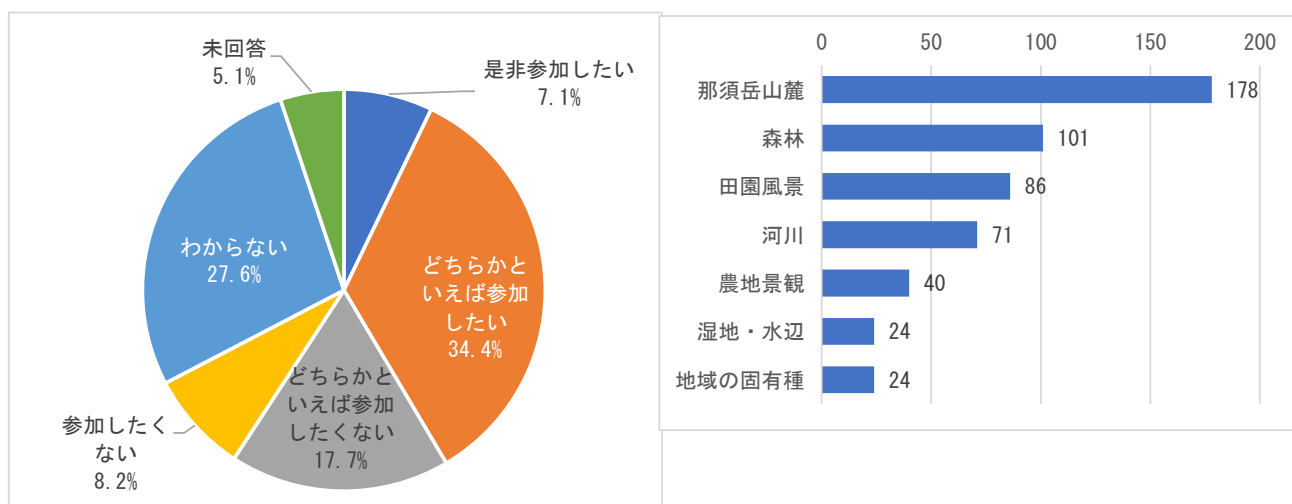


質問7 那須町の環境対策で重要と思うもの（3つまで回答）

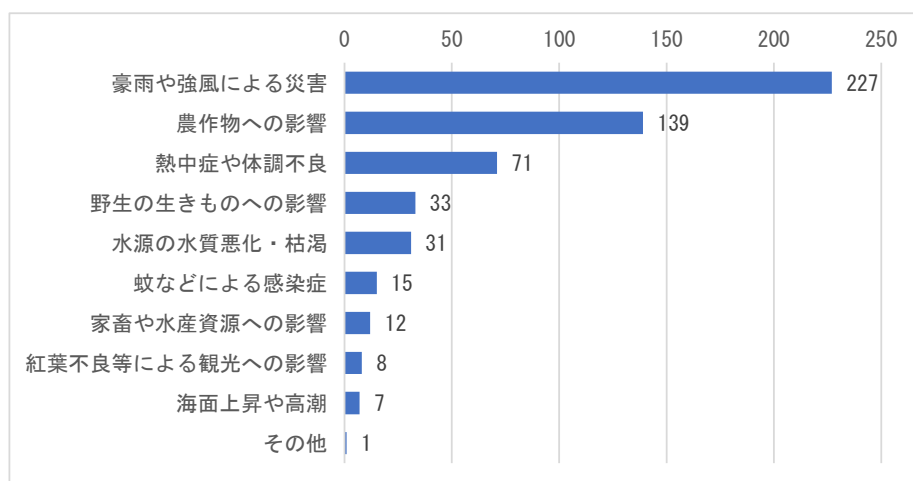


質問8 環境の現状と課題を学ぶ場への参加

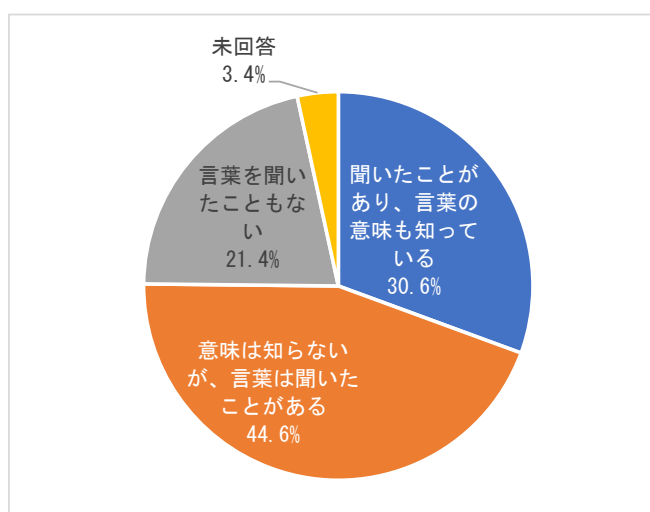
質問9 将来に残したい町の自然（2つまで）



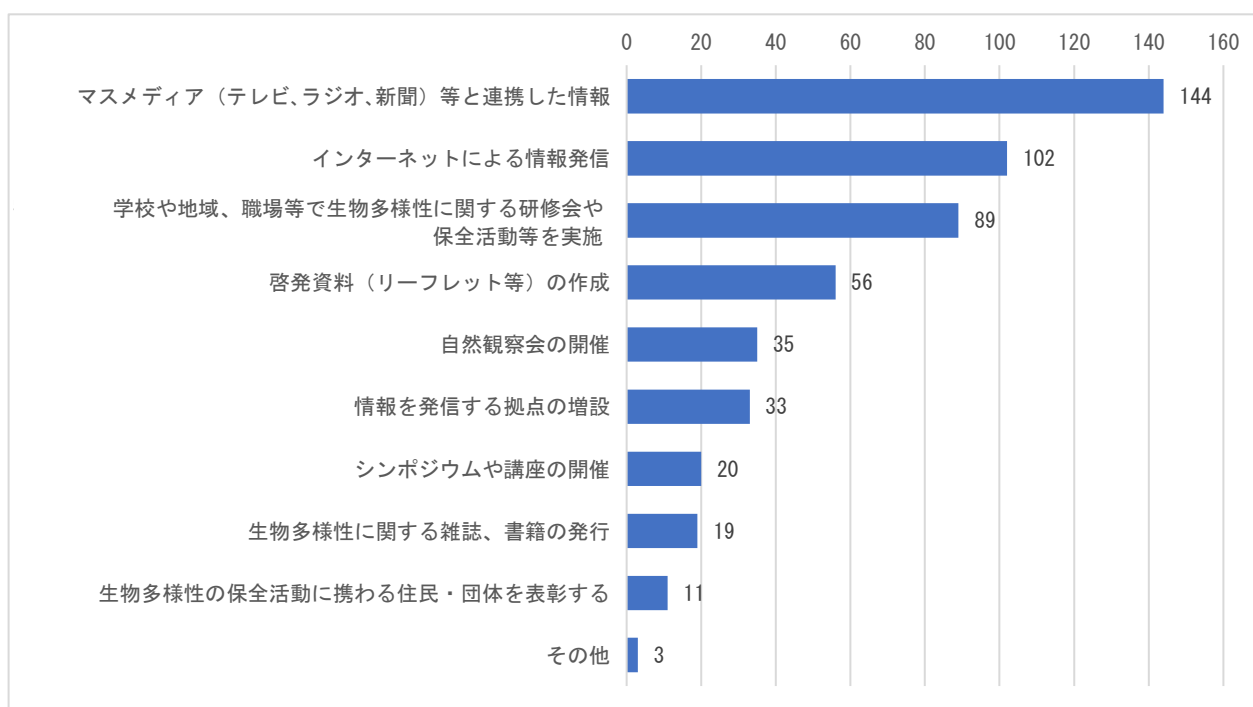
質問10 地球温暖化・気候変動による影響への不安（2つまで）



質問11 「生物多様性」の認知度



質問 12 「生物多様性」を広める方法（2つまで）



◆那須町の環境への要望や計画への意見、提案等

インフラ（道路、公共交通機関等）の整備について	32件
再生可能エネルギーについて	13件
ポイ捨て・不法投棄について	9件
空き家・空き地について	9件
景観について	8件
環境学習・環境教育・保全活動について	7件
ごみについて	6件
自然について	5件
アンケートについて	3件
公園の整備について	2件
環境基本計画について	2件
環境調査について	1件
その他（環境に関すること）	22件
その他（環境以外のこと）	21件

(2) 事業者アンケート調査結果

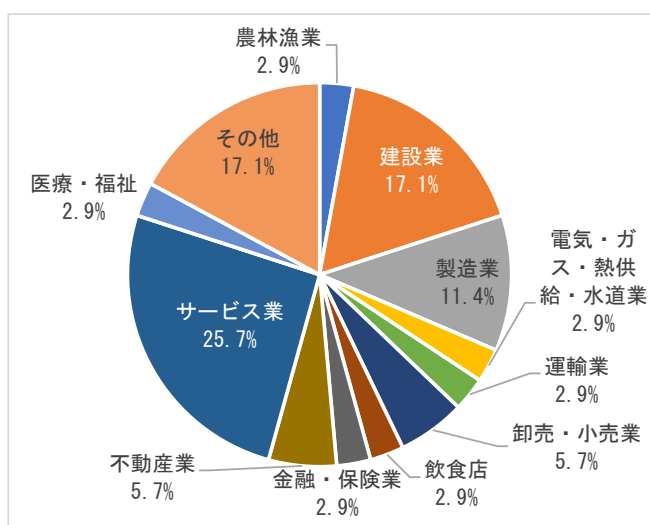
● 調査の概要

対象者	町内で操業している事業者 100 社
調査方法	郵送にてアンケート配布、回答は郵送またはインターネット
調査期間	令和 7 年 7 月 15 日～令和 7 年 7 月 31 日
回答数及び回収率	35 社（うちインターネットによる回答 9 社） 回収率 35.0%

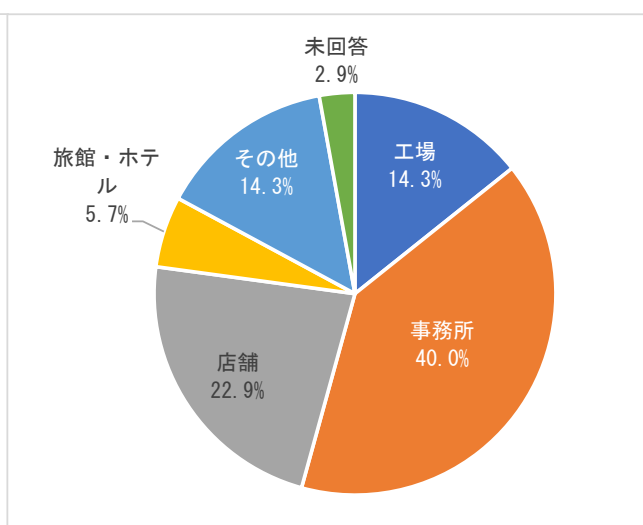
● 調査結果

質問 1 回答事業者について

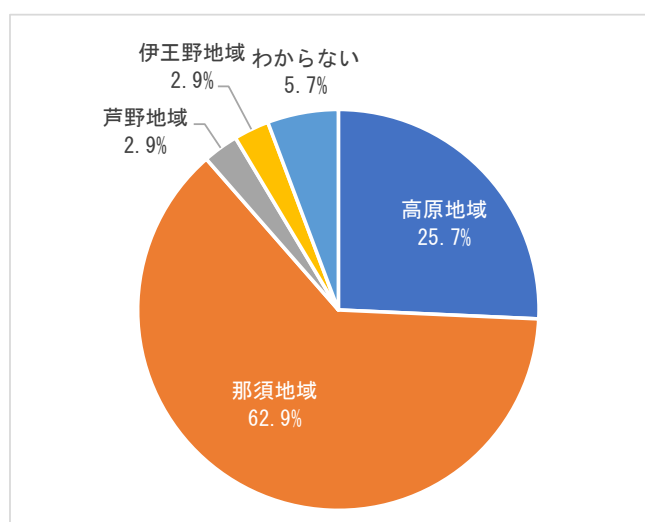
(1) 業種



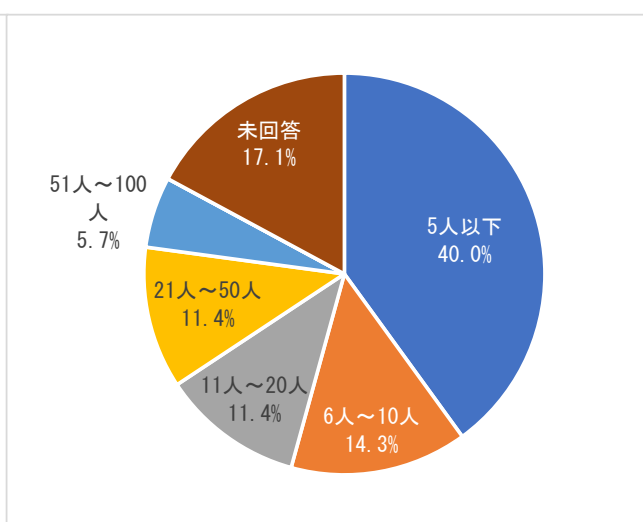
(2) 形態



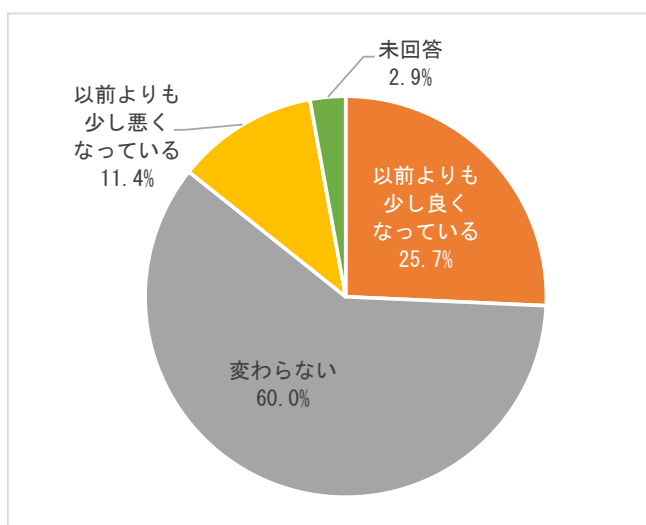
(3) 所在地



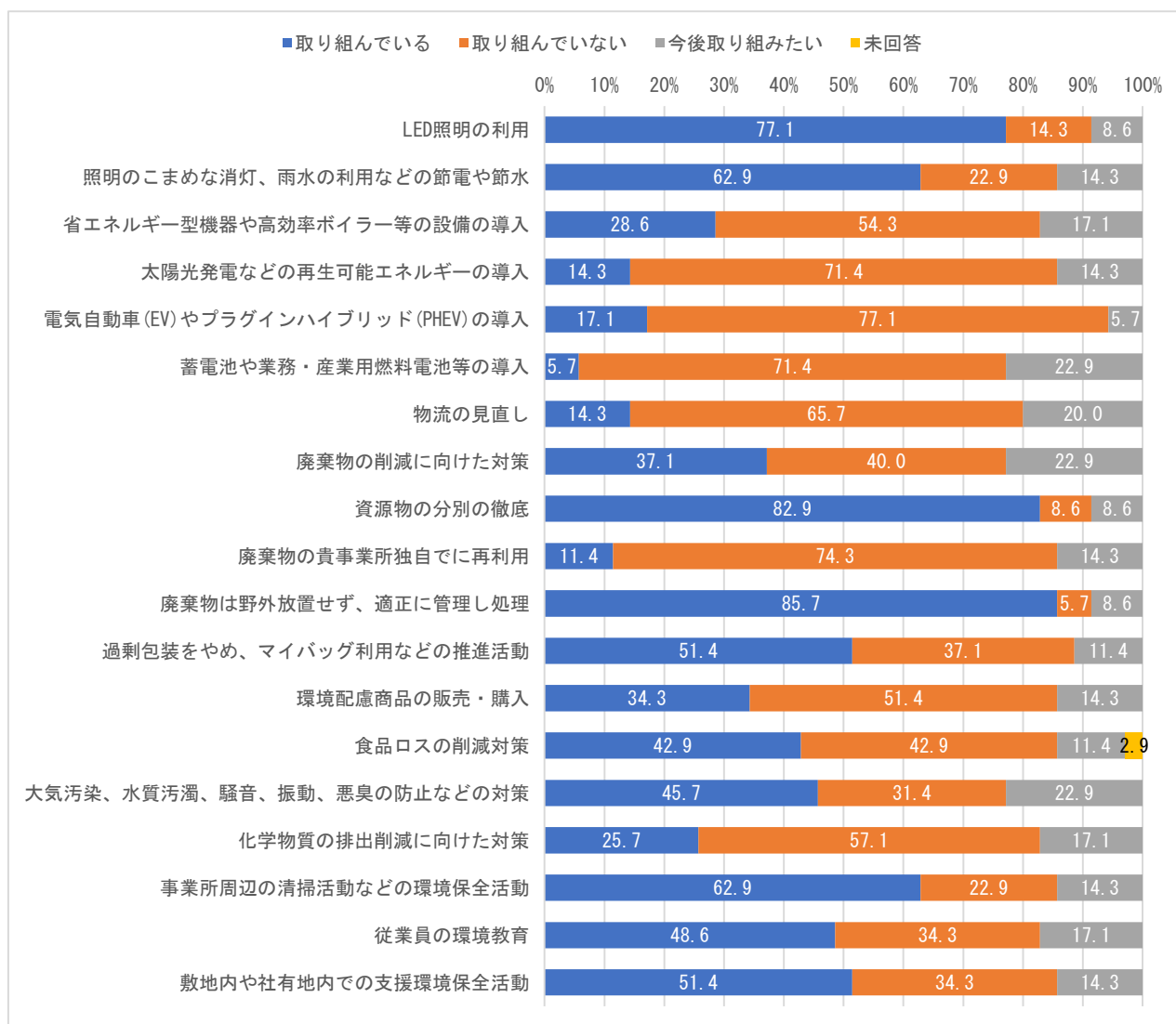
(4) 従業員数



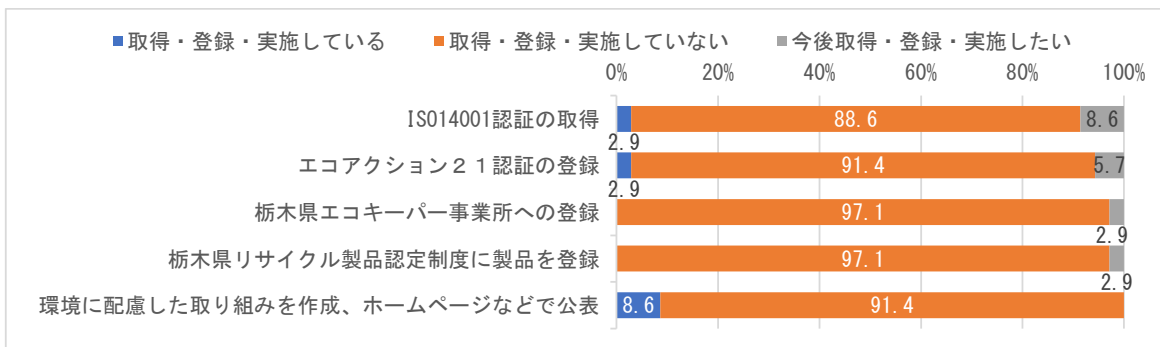
質問2 事業所周辺の自然・衛生・インフラの状況



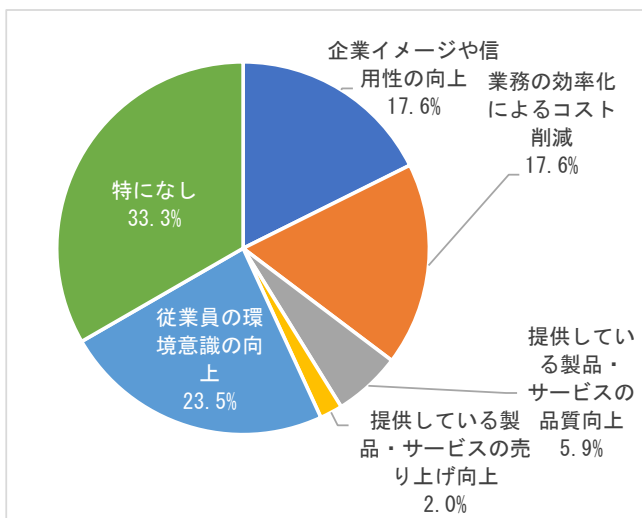
質問3 環境保全へ向けた取り組みの実施状況



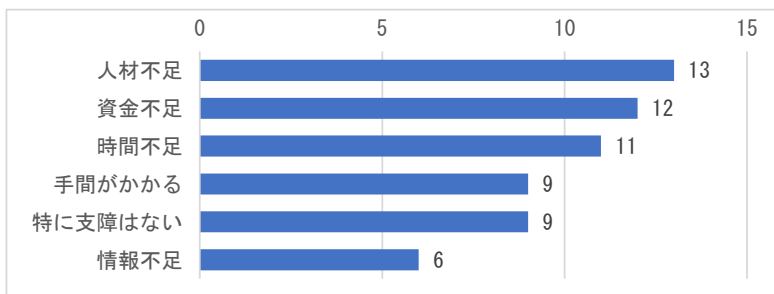
質問4 環境に関連する認証取得や登録状況



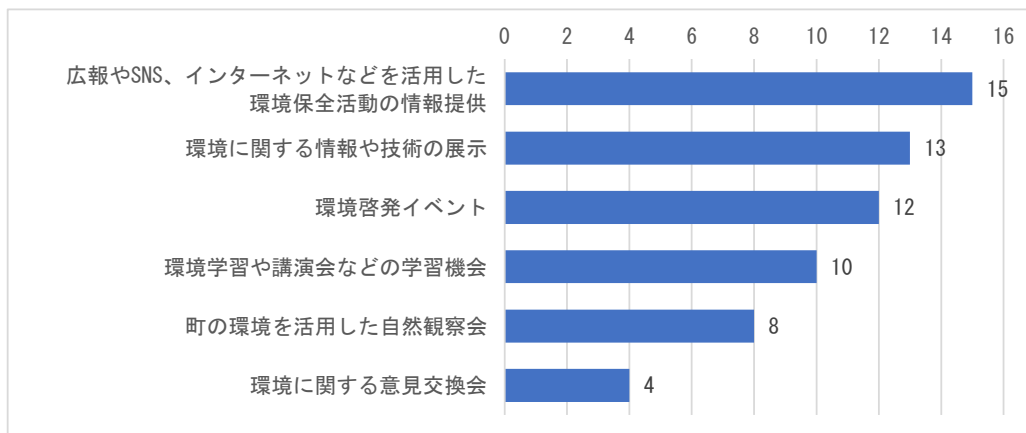
質問5 環境保全に向け取り組んで得られた効果 (2つまで複数回答)



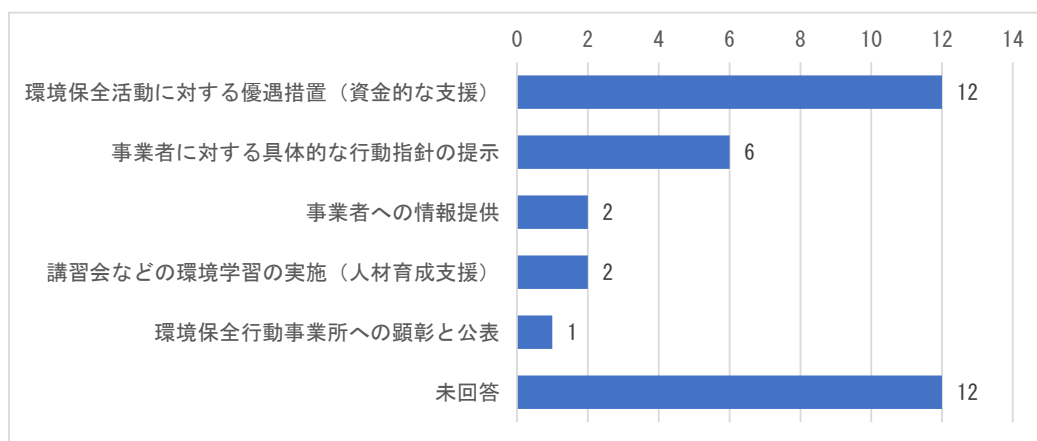
質問6 環境保全に取り組むための阻害要因 (2つまで複数回答)



質問7 町と協働で行う環境に関する活動 (2つまで複数回答)



質問8 環境保全に向け行政に望むこと



◆那須町の環境への要望や計画への意見、提案等

インフラ（道路等）の整備について	2件
ポイ捨てについて	2件
自然環境について	1件

用語解説

あ 行

アイドリングストップ

自動車が進んでいないときにエンジンのかけっぱなし（アイドリング）は、できるだけやめようという取り組み。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。

エコアクション21

環境省が策定した中小企業でも取り組みやすい環境マネジメントシステムで、省エネや省資源、廃棄物削減など、環境負荷を低減するための仕組みを作り、実施・改善し結果を公表する、認証・登録制度のこと。

エコドライブ

適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法。

エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。消費者が、暮らしと環境との関係について考え、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としている。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす国際目標のことで、持続可能な開発目標を意味する「Sustainable Development Goals」の略称。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030(令和 12)年までに達成すべき 17 の目標と、それらの目標を実現させるための 169 のターゲットで構成されている。

LED

通常の電球や蛍光灯にかわり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高い。

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのことで、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) が対象となっている。

か行

カーボンニュートラル

ライフサイクル全体で見たときに、二酸化炭素 (CO₂) の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になること。

外来生物

人間の活動によって植物や動物が移動し、それまで生息していなかった地域に定着し、繁殖するようになった種のこと。海外ばかりでなく、日本国内の他の地域から人為的に持ち込まれた生物も外来種であり、「国内由来の外来種」と呼ばれている。近年、導入された地域の環境に過剰に適応し、人間の生活や地域固有の生態系に影響を及ぼす「侵略的外来種」による被害の事例が注目されている。

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯などの生活排水を併せて処理する浄化槽のこと。し尿だけを処理する浄化槽は単独処理浄化槽といい、法律により新設は禁止されている。

感覚公害

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して、不快感として受け止められる公害のこと。

環境基準

環境基本法第 16 条で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境マネジメントシステム

企業などが、経営や運営を通じて環境保全に取り組むにあたって、環境方針や目標などを自ら設定し、これらの達成を目指して取り組む一連の流れのことを環境管理といい、事業所や工場などで環境管理を実施していくための制度や仕組み。

気候変動適応法

既に生じている、あるいは、将来予想される気候変動の影響による被害の防止・軽減を国、地方公共団体、国民が連携して取り組むための枠組みを定めた法律 (2018(平成 30)年 12 月施行)。地球温暖化対策推進法が温暖化に対する緩和策であるのに対して、本法は適応を推進するためのものである。

クーリングシェルター

適当な冷房設備が備わっていること、熱中症特別警戒情報が発令されたときに住民等に開放できること等の要件を満たした指定暑熱避難施設のこと。気候変動適応法に基づき、市町村が指定することができる。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN (Peroxy-acetylnirate) 等の酸化性物質の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の紫外線が当たって化学変化を起こして生ずる。晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすく、日差しの強い夏季に多く発生し、眼や喉などの粘膜を刺激することがある。

公共下水道

市街地の雨水をすみやかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される污水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続されている公共下水道は除く。」とされている。

耕作放棄地

農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）では、「以前耕作地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語で、農家の意思によるもの。

荒廃農地

市町村及び農業委員会による現地調査（荒廃農地調査）において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」と定義されている。

コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に発生させる熱電供給システム。発電機で電気をつくるときに使う冷却水や発生する排気ガスなどの熱を給湯や冷暖房のほか、工場の熱源などに用いる。

国連気候変動枠組条約国会議（COP）

Conference of the Parties to the UNFCCC の略称。地球温暖化対策について国際的に協議する会議を指す。第1回は1995(平成7)年にベルリンで開催され、開催回数に合わせて「COP21」と表記する。

さ 行

サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方に進むリニアエコノミー（線形経済）から、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄物を最小限に抑えること、新しい産業や雇用の創出までを含めた循環経済のこと。

再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称で、化石燃料（石炭・石油）や原子力といった枯渇のおそれがあるエネルギー資源に対比として用いられる。代表的なものは、太陽光、風力、水力、地熱などの自然エネルギーであり、廃棄物の焼却で得られるエネルギーも含まれる。

里地里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。しかし、身近な緑、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全と活用が課題となっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃えがら、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど、法律で定められたものをいう。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のこと。循環型社会形成推進基本法では、「廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものは循環的な利用が促進され、循環的な利用が行われない廃棄物については適正な処理が確保される、天然資源の消費を抑制した、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定められている。

水源涵養

森林・自然の土・湿地・農地等が、雨水や融雪水を地面に浸透させたり、急激に川等に流れ込まないように貯留したりして、降雨を地表及び地中に一時蓄えとともに地下に浸透させ、降雨の河川等への流出を調整し、地下や下流における水資源の保全、洪水の防止、浄化等に資する自然の働きの総称。都市化により涵養面が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や濁水を引き起こす原因となる。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し、食材の余りなどが主な原因とされる。食品ロスが減少することにより、廃棄物の発生抑制だけでなく、温室効果ガスの排出抑制などの環境負荷の低減効果であるとされる。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BOD の高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

生物多様性

「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」で構成される、多種多様な生物が様々な環境で生息している状態を指す。生物多様性基本法の中では、生物多様性について、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう」と規定されている。また、同法の中では、生物の多様性は人類の存続の基盤であり、また、地域における固有の財産として地域独特の文化の多様性をも支えている、と示されており、多様性の保全と持続可能な利用が求められている。

生物多様性条約

世界全体で生物多様性を保存するという問題に取り組むために、国際的包括的な枠組みを定めた条約で、1993(平成 5)年 12 月に発効。生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的としている。

ZEH、ZEB（ゼッチ、ゼブ）

ZEHはNet Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。家庭で使用するエネルギーと太陽光発電等で創るエネルギーにより、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと。

ZEBはNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。太陽光発電等による「創エネ」、燃料電池等による「蓄エネ」、高断熱化や電力消費の削減のような「省エネ」の三位一体によって、外部とのエネルギー収支を均衡させたビルのこと。

た 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化シベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をまとめてダイオキシン類という。物の燃焼に伴い発生し、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類発生施設に対する規制値や、大気、河川、地下水、土壌などの環境基準が定められている。

脱炭素

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にすることで、「実質ゼロ」とは排出が避けられない二酸化炭素などを回収することを指している。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、地球から放出される熱を閉じ込める働きがあるため温室効果ガスといわれている。化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、近い将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響及ぼすことが懸念されている。

蓄電池

充電することにより電気が蓄えられ、電池として使用できるとともに、放電後に再度充電することによって繰り返し使うことができる電池のこと。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費すること。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待される。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができる。

鳥獣保護区

鳥獣の保護の見地から、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される。国指定鳥獣保護区と都道府県指定鳥獣保護区の2種類があり、区域内では狩猟が認められず、特別保護地区では一定の開発行為が規制される。

特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来種(海外起源の外来種)の中から、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものが指定される。特定外来生物は、飼育、栽培、保管、輸入、野外へ放つ、植える及びまくこと等が禁止される。

な 行

生ごみ処理機器

家庭ごみの減量化とリサイクルの推進のため、生ごみの発酵処理等を行い堆肥化し、畑や庭に還元する生ごみの処理機器。

二酸化炭素 (CO₂)

炭酸ガス又は無水炭酸ともいい、CO₂とも表記。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈します。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことができない。しかしながら、人間が石油、石炭、天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり、増加している。

ネイチャーポジティブ

自然再興のことで、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せることを指す。具体的には、2030(令和12)年までに自然損失を食い止め、回復軌道へと反転させること。

は 行

バイオマス

バイオ(生物資源)とマス(量)を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスという。バイオマスの種類としては、農林水産物、もみ殻、家畜排せつ物、食品残さ、木くずなどがある。

ハイブリッド車

エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された、2020年以降の温暖化防止の新たな枠組み。「産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持する」ことを主な目的とした温室効果ガス削減「緩和」や気候変動の悪影響への対処「適応」などについて規定している。京都議定書に代わる、すべての国が参加する公平かつ実効的な新たな法的枠組みとして発効された。

PDCA サイクル

物事を管理し改善していくために有効な手法とされ、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことで業務の継続的な改善を図る。

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粉じんのうち、粒径が2.5μm（1μmは1000分の1mm）以下のもの。浮遊粒子状物質よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。

放射線・放射能

放射性物質から出されるエネルギーで放射性原子核から放出される電磁波や粒子のこと。原子核が放射線を放出して、より安定な原子核へと自発的に崩壊する性質を放射能という。

ら 行

ロードマップ

目標達成までの道筋のこと。現在から将来のある時点までの展望や計画などをわかりやすく図や表にまとめたもの。

第 3 次 那 須 町 環 境 基 本 計 画
令 和 8 年 3 月

発 行 栃木県那須町

編 集 環境課

〒329-3292

栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13

電 話 0287-72-6940

F A X 0287-72-6941

ホームページ <http://www.town.nasu.lg.jp/>